

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事

2 工事場所 愛媛県大洲市北只1086 (国立大洲青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和4年11月30日(水曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立大洲青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工事は設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- ~~(12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について~~
- ~~デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので~~

~~ある。~~

~~本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。~~

~~なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。~~

~~① 必要な機器・ソフトウェア等の導入~~

~~受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。~~

~~② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入~~

~~受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。~~

~~なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。~~

~~③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品~~

~~受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。~~

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
00	図面リスト	21	本館 動力盤改修図 2階
01	特記仕様書 1	22	雷保護設備 機器詳細図
02	特記仕様書 2	23	自然環境館 雷保護設備 1階、2階平面図
03	配置図	24	自然環境館 雷保護設備 3階、R階平面図
04	自然環境館 空調設備 機器表	25	自然環境館 雷保護設備 立面図
05	自然環境館 空調設備 地下1階、1階平面図 (改修)		
06	自然環境館 空調設備 2階、3階平面図 (改修)		
07	自然環境館 制御設備 地下1階、1階平面図		
08	自然環境館 制御設備 2階、3階平面図		
09	自然環境館 空調設備 地下1階、1階平面図 (撤去)		
10	自然環境館 空調設備 2階、3階平面図 (撤去)		
11	本館 空調設備 機器表		
12	本館 空調設備 地下1階、1階平面図		
13	本館 空調設備 2階、3階平面図		
14	本館 空調設備 1階平面図 (改修)		
15	本館 空調設備 2階、3階平面図 (改修)		
16	本館 空調設備 1階平面図 (撤去)		
17	本館 空調設備 2階、3階平面図 (撤去)		
18	自然環境館 バラベットの修繕図		
19	自然環境館 分電盤改修図 1階		
20	本館 動力盤改修図 1階		

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 A1 : N/S A3 : N/S	図面番号 00
	受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			
					図面名称 図面リスト	令和4年度	

国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所 愛媛県大洲市北只1086
2. 完成期限 令和 4年 11月 30日 (水曜日)

建物名称	本館	自然環境館		
工種	改修	改修		
構造	RC造	RC造		
階数	地下1階,地上3階	地下1階,地上3階		
建築基準法による	建築面積 (㎡)			
	延べ面積 (㎡)			
消防法施行令第1条第一の区分				
改修面積 (㎡)				
建物使用の有無				

工事種目	建物別及び屋外			
	本館	自然環境館	工	事 種 別
●空気調和設備	一式	一式		
○換気設備				
○排煙設備				
○自動制御設備				
○衛生器具設備				
○給水設備				
○排水設備				
○給湯設備				
○消火設備				
○ガス設備				
○雨水利用設備	一式	一式		
●電気設備				
●電灯設備		一式		
●動力設備	一式			
●雷保護設備		一式		
●撤去工事	一式	一式		
●発生材処理	一式	一式		

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分 (年 月 日)
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日)

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	●空冷ヒートポンプエアコン (電気式)
換気方式	○天井換気扇
給水方式	○加圧給水方式
排水方式	○建物内分流式
給湯方式	○ガス湯沸器
消火設備	○屋内消火栓設備
ガスの種類	○プロパンガス

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様
 - (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
 - 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
 - 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
 - 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
 - 工事写真撮影要領(令和元年7月)
 - (2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、建築工事の特記仕様書は() 図、電気設備工事の特記仕様書は() 図による。

2. 特記仕様
 - (1) 本特記仕様書の表記
 - 1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
 - 2) 項目に記載の(第 編 . . .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項 目	特 記 事 項
● 一 般 共 通 事 項	●●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (Vo= 34 m/s) 地表面粗度区分 (Ⅲ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (二十四) この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
	●●電気保安技術者 (第1編1.3.2)	この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
	●●施工条件 (第1編1.3.3)	本工事は「屋ながら施工」となるため、騒音・振動・塵埃・臭気等の発生を最小限にすると共に、給水・排水・ガス等の切替は施設の運営に影響が少ない時間帯に行うこととする。また、利用者の状況によっては各棟各階連続して施工ができない場合もあるため、事前の調整が必要となる。
	●●環境への配慮 (第1編1.4.1)	(1) 本工において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しない又は発散量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーナプル及ビフタル酸ジエーナプルへキシレン等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発散しないか、発散量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (4) 機器の性能は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づいた性能基準を満たすものとする。
	●●機材の品質等 (第1編1.4.2)	
	○●機材の検査等 (第1編1.4.5~6)	監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。
	●●施工調査 (第1編1.5.1~3)	事前調査 ●本工事 ○別途 調査内容 ●既存資料調査 調査項目 ○図示 ●工事影響範囲 調査範囲 ○図示 ●目視等 調査方法 ○図示
	○●埋め戻し土・盛土 (第2編4.2.1)	○根切り土の良質土 ○山砂の類 以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。 ○ ○ ○
	○●建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1)	○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。
	○●地中埋設標等 (第2編2.7.1~3)	(1) 地中埋設標 ○要(図示による) ○不要 (2) 埋設表示テープ ○要(排水管を除く) ○不要

●●技能士 (第1編1.5.2)	下記の職種及び作業に適用する。 ●●配管 (配管工事) ○建築板金 (ダクト製作及び取付) ●●熱絶縁施工 (保温工事) ●●冷凍空調和機器施工
○●施工の検査等 (第1編1.5.4~6)	下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。
○●技術検査 (第1編1.6.2)	工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。
○●完成時の提出図書 (第1編1.7.1~2)	名 称 内 容 等 部 数 ●●完成図 原図、縮小原図 - ●●完成図 見開きA3版仮製本 2 ※●●完成図 黒厚表紙製本 2 ●●施工図 原図 - ●●施工図 見開きA3版仮製本 2 ※●●機器完成図 黒厚表紙製本 2 ※●●各種試験成績書 黒厚表紙製本 2 ※●●諸手続き書類(写) 黒厚表紙製本 2 ※●●保全指導書 黒厚表紙製本 2 ●●工事写真帳 ・電子媒体 ・紙媒体(ファイル綴じ) 1
○●CADデータ (第1編1.8.1~3)	○CADデータ (●要 ○不要) *JWW.DXF.別シタの3形式とする。 ※印は一冊にまとめてよい。 本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。 ●●上記完成図書一式 貸与する設計図のCADデータ著作権者名： ファイル形式： 貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為に以外に使用しないこと。 提出方法：
○●安全に関する資料 (第1編1.7.3)	下記に示す機器及びシステムについては、当該機器又はシステムを運用する職員に対しその機能・操作の説明、保守点検の要領及び障害時の対策等を説明するものとする。 ●●設備帳(Excelファイル)を提出すること。 ○●フロン排出抑制法に伴う機器管理台帳及び冷媒漏洩点検・整備記録簿を提出すること。
○●他工事又は他工種との取り合い (第1編1.8.4)	図面に特記なき場合は、工事区分表による。
○●電動機 (第2編1.2.1)	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
○●電源周波数 (第2編1.2.1)	○50Hz ●60Hz
○●容量等の表示 (第2編1.3.1~3)	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
○●総合試運転調整 (第2編1.3.1~3)	●●本工事 ○別途 調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。) ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ○飲料水の水质の測定 ○雑用水の水质の測定 ○
○●足場その他 (第2編4.1.1)	○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。(図参照) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内外部足場 (○種 ○種) ○外部足場 (○種 ○種) ●●搬入経路・ELV内、及び既設RC壁・床等の孔明けの際は、ビニールシート又はプラベニア等で適切な養生を行い、周囲を汚損しないよう配慮すること。又、清掃は毎日の作業終了後必ず行うこと。
○●埋め戻し土・盛土 (第2編4.2.1)	○根切り土の良質土 ○山砂の類 以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。 ○ ○ ○
○●建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1)	○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。
○●地中埋設標等 (第2編2.7.1~3)	(1) 地中埋設標 ○要(図示による) ○不要 (2) 埋設表示テープ ○要(排水管を除く) ○不要

○●耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数__A__及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類にはオイルタンクを含む。 ・重要機器は次による。 ・消火等の防災機能を果たす設備機器 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。 (3) 吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。 (1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○呼び径60Su以下 (OSAS22を満足した継手 ○) (2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要		機器種別	○特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器種別			○特定の施設		○一般の施設																																																		
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																			
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																			
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																			
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																			
地階・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																			
○●配管 (第2編第2章)	既設配管を含む部分の試験●要(方法及び圧力：) ○不要 [第2編第2章] <第2編1.1.1> <第2編2.1.1>																																																							
○●絶縁継手 (第2編2.1.2)	配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス、鋼と銅)は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。																																																							
○●試験 (第2編2.9.1~5)	標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ○多湿箇所は下記による。 ○共同構内の保温種別は下記による。																																																							
○●保温 (第2編3.1.1~6)	次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。 ○屋外：○金属電線管 (○溶融亜鉛めっき仕上げ[付着量300g/㎡以上] ○指定色塗装) ○配管架台 (○溶融亜鉛めっき仕上げ) ○ベントキャップ (○指定色塗装) ○屋内：○ (○指定色塗装 ○)																																																							
○●塗装 (第2編3.2.1)	配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ○標準仕様書による。 ○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。																																																							
○●電線類 (第2編4.7.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電氣方式</th> <th>第1相</th> <th>第2相</th> <th>第3相</th> <th>中性相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧</td> <td>三相3線式</td> <td>赤</td> <td>白</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">低圧</td> <td>三相3線式</td> <td>赤</td> <td>接地側 白</td> <td>黒</td> </tr> <tr> <td>三相4線式</td> <td>赤</td> <td>青</td> <td>黒</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>単相2線式</td> <td>赤(青)</td> <td>接地側 白</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単相3線式</td> <td>赤</td> <td>青</td> <td></td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>直流2線式</td> <td>青</td> <td>白</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (1) 分岐回路の色別 分岐前の色別による。 (2) 発電回路の第2相 接地側の電線の色は黄色とする(無停電回路含む) (3) 切替回路の2次側 規定しない。 (4) 漏電遮断器回路の接地 専用接地線とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。 共通事項 配線(1)~(4)による。 左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態 ア) 左右の別は、左からとする。 イ) 上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。 ウ) 遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。	電氣方式	第1相	第2相	第3相	中性相	高圧	三相3線式	赤	白	青	低圧	三相3線式	赤	接地側 白	黒	三相4線式	赤	青	黒	白	単相2線式	赤(青)	接地側 白			単相3線式	赤	青		白	直流2線式	青	白																						
電氣方式	第1相	第2相	第3相	中性相																																																				
高圧	三相3線式	赤	白	青																																																				
低圧	三相3線式	赤	接地側 白	黒																																																				
	三相4線式	赤	青	黒	白																																																			
	単相2線式	赤(青)	接地側 白																																																					
	単相3線式	赤	青		白																																																			
直流2線式	青	白																																																						
○●電線の色別 (第2編1.1.4)	備考 (a) 配電盤類については、次による。 (1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主たる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。 (2) 三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は分岐前の色別による。 (3) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。 (b) 屋外架空配線の色別は、本表によること。ただし、 (c) 接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。																																																							
○●電線の色別 (第2編2.1.4)	○既存躯体への穿孔 [第2編5.2.1] 穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 ○はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 ○走査式埋設物調査 ○放射線透過検査																																																							

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺	N/S	図面番号	01
受託者	株式会社 富士設備設計 toyiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	高山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	図面名称	特記仕様書 1	
										令和4年度

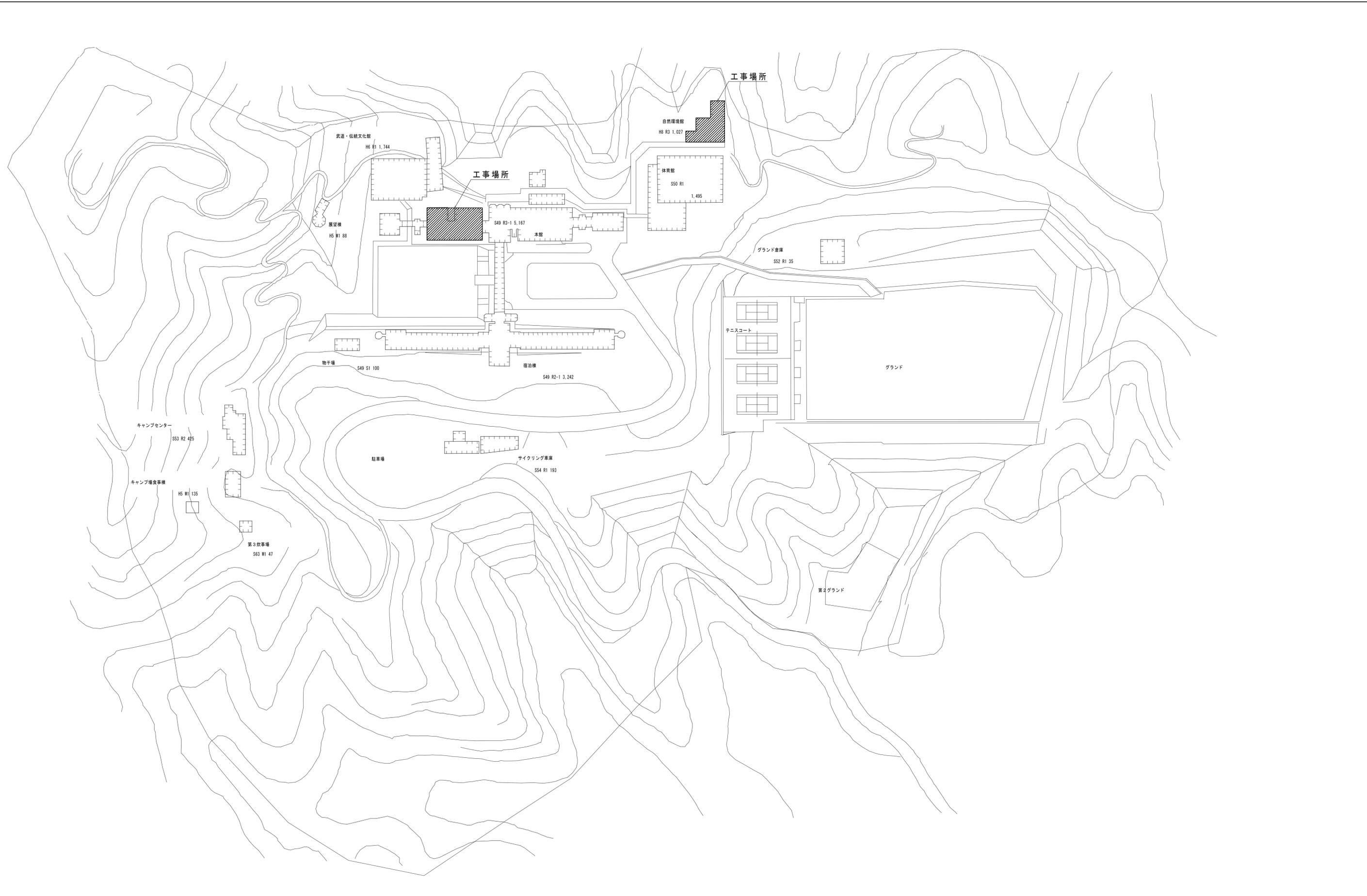
● 空気調和設備	● 設計温湿度	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*%C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*%C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*%C</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>*.*°C</td> <td>**.*%C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*%C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*%C</td> </tr> </table>		外 気		屋 内				温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C	冬季	*.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C
		外 気		屋 内																									
温度		湿度	温度	湿度	温度	湿度																							
夏季	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C																							
冬季	*.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C	**.*°C	**.*%C																							
○ 鋼板製煙道 〔第3編1.1.3〕	鋼板厚 (○3. 2mm ○4. 5mm)																												
○ダクト 〔第3編1.14.1～3〕	○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1, 500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト (○低圧 ○) ○ 図示による。																												
○チャンパー 〔第3編1.14.4〕	(1) 内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼したチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。																												
○ダンパー 〔第3編1.15.6～14〕	(1) 防煙ダンパー 復掃方式 遠隔復掃式 (定格入力DC24V) (2) 防火ダンパー 復掃方式 手動式																												
● 配管材料 〔第2編2.1.1～2〕	配管材料は (● 下記による。 ○ 図示による。) (1) 蒸気管 給気管 ○ 還管 ○ (2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ●排水硬質ポリ塩化ビニル管 ●保温材付硬質ポリ塩化ビニル管 (6) 冷媒管 ●断熱材被覆鋼管 (冷媒用)																												
○弁類 〔第2編2.2.1～6〕	○ 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV5Kとする。 ○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ 図示による。																												
○油面制御装置 〔第2編2.3.5〕	制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。																												
● 保温及び消音内貼 〔第2編3.1.1～2〕	標準仕様書第2編3. 1. 4によるほか、次による。 ○ 蒸気通り管の保温不要 (屋内露出は除く。) ○ 遠気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○ 外気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○ 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項による。 ○ 建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は除く。) ○ 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 5の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ○ 機械室 (ALG化粧原紙) ● 屋内露出箇所 (樹脂製化粧カバー) ● 屋外露出箇所 (樹脂製化粧カバー、ステンレス鋼板)																												
○ダクト 〔第3編1.14.1～3〕	○ 図示による。 ○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1, 500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト (○低圧 ○) ○ 高圧1ダクト (範囲は図示による。) ○ 厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2. 2. 2. 2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)																												
○ダンパー 〔第3編1.15.6～14〕	空気調和設備の当該項目による。																												
○シールする排気ダクトの系統	○ 厨房系統 ○ 浴室 (シャワー室、脱衣所を含む) ○ DC用排気ダクト及び動物室排気ダクトはB+Cシールを追加で施すこと。																												
○チャンパー 〔第3編1.14.4〕	空気調和設備の当該項目による。																												
○保温 〔第2編3.1.4〕	○ 外気取入れダクトの保温範囲は全てとする。 ○ 排気ダクトの保温範囲は外壁から1mとする。																												

○ 排煙設備	○ダクト (第3編1.14.1) 〔第3編1.2.1〕 ○排煙口の形式 ○排煙口開放及び復掃方式 ○排煙風量測定	○ 垂鉛鉄板 ○ 普通鋼板 (厚1. 6mm) ○ パネル形 (○天井取付 ○ 壁取付) ○ スリット形 (○天井取付 ○ 壁取付) ○ ダンパー形 (○天井内取付 ○) ○ 電気式 (遠隔操作 ○ 要 ○ 不要) 建築設備定期検査業務基準書 2016年版 (一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準じる。
○ 自動制御設備	○システム構成その他 ○電気計装用配線 〔第4編1.5.1〕 〔第4編1.2.1〕	別図による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。配線及びケーブルについてはエコマテリアル仕様とする。公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事) (統一基準)による。
○ 衛生器具設備	○自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ○自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) 〔第5編1.1.1〕 ○衛生器具ユニット (第5編1.1.3) 〔第5編1.1.1〕	○ 個別感知フラッシュ方式 () ○ AC電源 ○ 自己発電 ○ 別図による。
○ 給水設備	○配管材料 (第2編2.1.2) 〔第2編2.1.1〕 ○ 量水器 (第2編2.2.16) 〔第2編2.1.1〕 ○ 量水器掛 (第5編1.8.4) 〔第5編1.1.1〕 ○ 弁類 (第2編2.2.1～6) 〔第2編2.2.1〕 ○ 水栓柱 (第2編2.2.23) 〔第2編2.1.1〕 ○ 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) 〔第2編2.5.2〕 ○ 建築物導入部 ○ 引込納付金等 ○ 給水装置	配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。) (1) 一般配管 ○ ○ ○ (2) 地中埋設配管 ○ ○ ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は (○)とし、他の部分は (1)による。 配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。) (1) 親メーター (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○N/A式)) (○貸与品 ○) (2) 子メーター (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○N/A式)) (○買取り ○) ○水道事業者指定品 (○ 貸与品 ○ 買取り) ○標準図MC形 ○ 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ 水道直結部分の耐圧は、10Kとする。 ○ ○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○ 別図による。 ○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要 ○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号)における基準適合部品を用いること。

○ 排水設備	○配管材料 (第2編2.1.2) 〔第2編2.1.1〕 <第2編2.1.1> ○台所流し等の排水管 ○満水試験継手 ○放流納付金等	配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。) (1) 屋内 汚水管 ○ 雑排水管 ○ 通気管 ○ ポンプアップ管 ○ 第一樹まで ○ 樹間 ○ (2) 屋外 ○ 図示の位置に取り付ける。 ○ 要 (本工事 () ○別途) ○不要
○ 給湯設備	○配管材料 (第2編2.1.2) 〔第2編2.1.1〕 ○弁類 (第2編2.2.1～6) 〔第2編2.2.1〕 ○保温 (第2編3.1.5) 〔第2編3.1.3〕	配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。) ○ 図示による。(特記なき場合の耐圧は、5Kとする。) ○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 消火設備	○配管材料 (第2編2.1.2) 〔第2編2.1.1〕 ○屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) 〔第5編1.2.1〕 ○屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) 〔第5編1.2.1〕 ○地中埋設配管の接合 ○保温 (第2編3.1.5) 〔第2編3.1.3〕 ○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) 〔第5編1.2.2〕 ○粉末消火設備 (第5編1.5.9)	配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。) (1) 屋内消火栓 一般 ○ 地中 ○ (2) 連絡送水管 一般 ○ 地中 ○ (3) ○広範囲型2号消火栓 ○易操作性1号消火栓 ○1号消火栓 ○2号消火栓 ○10K 外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。 ○ 屋外露出部分 ○有 (○e2・(ハ)・Ⅶ ○) ○無 別図による。 別図による。
○ ガス設備	○配管材料 (第6編2.1.1) 〔第6編2.1.1〕 〔第6編3.1.1〕 ○メーター (第6編2.1.7) 〔第6編2.1.1〕 ○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) 〔第6編2.1.1〕 ○一般事項 (第11編1.1.1～3) ○機材 (第11編2.1.1～3) ○施工 (第11編2.2.1)～2.3.1)	配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。) ○ 都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス ○ 親メーター (○実測式 ○バルブ式) (○貸与品 ○) ○ 子メーター (○実測式 ○バルブ式) (○買取り ○) ○ 本工事 (図示による) ○別途工事 外部警報端子 (○無 ○有) 1) ガスの種別は、下記による。 ○ 酸素 ○ 亜酸化窒素 (笑気) ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素 ○ 吸引 (○水封式 ○油回転式) ○ 麻酔ガス排除 (排ガス) ○ 圧縮空気 (○治療用 ○手術機器駆動用) ○ 手術器械駆動用窒素

● 電気設備工事	表-1 機器標準取付高さ	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高 (mm)</th> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高 (mm)</th> </tr> <tr> <td>積算計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800~2,000</td> <td>出退情報・出退表示盤</td> <td>床上～中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>電力引込開閉器</td> <td>地上～中心</td> <td>1,800~2,200</td> <td>壁付発信機</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>電力共通</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300 (上層1,900以下)</td> <td>ベル・ブザー・チャイム</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>壁付押しボタン (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ (多機能トイレ)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100</td> <td>マルチサイン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td>外部受付用インターホン (子機)</td> <td></td> <td>標準図による</td> </tr> <tr> <td>コンセント (台上)</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> <td>壁付インターホン (上記以外)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>コンセント (車椅子用)</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td>壁付呼出ボタン (多機能トイレ)</td> <td>床上～中心</td> <td>900/400</td> </tr> <tr> <td>ブラケット (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100~2,300</td> <td>障害者用インターホン (子機)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,000~1,100</td> </tr> <tr> <td>ブラケット (踊場)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000~2,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット (鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛形制御盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上層1,900以下)</td> <td>機器収容箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>動力制御用スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>テレビ端子・直列ユニット (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>雷保護</td> <td>試験用接続端子箱</td> <td>床上～下端</td> <td>共同受信</td> <td>テレビ端子・直列ユニット (和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>受変電</td> <td>接地端子箱</td> <td>地上、床上～中心</td> <td>500</td> <td>受信機・副受信機</td> <td>床上～操作部</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>発電</td> <td>給油口ボックス</td> <td>地上～給油口</td> <td>1,000</td> <td>自動制御器</td> <td>機器収容箱</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>横断交換</td> <td>端子盤 (室内)</td> <td>床上～下端</td> <td>300</td> <td>発生機</td> <td>床上～中心</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断保安器箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> <td>警報ベル</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>壁付電話機 (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>表示灯</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ガス検知器 (都市ガス用)</td> <td>天井面～中心</td> <td>天井高-300 (壁付けの場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ガス検知器 (液化石油ガス)</td> <td>床上～上端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>時計</td> <td>壁掛形親時計</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上層1,900以下)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>壁掛形スピーカ</td> <td>床上～中心</td> <td>天井高×0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声</td> <td>壁付アツテネータ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>屋外</td> <td>接地極埋設極</td> <td>地上～中心</td> <td>600</td> </tr> </table>	名称	測点	取付高 (mm)	名称	測点	取付高 (mm)	積算計器	地上～窓中心	1,800~2,000	出退情報・出退表示盤	床上～中心	天井高×0.9	電力引込開閉器	地上～中心	1,800~2,200	壁付発信機	床上～中心	1,300	電力共通	床上～中心	1,300 (上層1,900以下)	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	スイッチ	床上～中心	1,300	壁付押しボタン (一般)	床上～中心	1,300	スイッチ (多機能トイレ)	床上～中心	1,100	マルチサイン			コンセント (一般)	床上～中心	300	外部受付用インターホン (子機)		標準図による	コンセント (台上)	床上～中心	150	壁付インターホン (上記以外)	床上～中心	1,300	コンセント (車椅子用)	床上～中心	300	壁付呼出ボタン (多機能トイレ)	床上～中心	900/400	ブラケット (一般)	床上～中心	2,100~2,300	障害者用インターホン (子機)	床上～中心	1,000~1,100	ブラケット (踊場)	床上～中心	2,000~2,500				ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150				壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上層1,900以下)	機器収容箱	天井下～上端	200	動力制御用スイッチ	床上～中心	1,300	テレビ端子・直列ユニット (一般)	床上～中心	300	雷保護	試験用接続端子箱	床上～下端	共同受信	テレビ端子・直列ユニット (和室)	床上～中心	150	受変電	接地端子箱	地上、床上～中心	500	受信機・副受信機	床上～操作部	800~1,500	発電	給油口ボックス	地上～給油口	1,000	自動制御器	機器収容箱	800~1,500	横断交換	端子盤 (室内)	床上～下端	300	発生機	床上～中心	800~1,500		横断保安器箱	天井下～上端	200	警報ベル	床上～中心	1,300		壁付電話機 (一般)	床上～中心	1,300	表示灯	床上～中心	1,100					ガス検知器 (都市ガス用)	天井面～中心	天井高-300 (壁付けの場合)					ガス検知器 (液化石油ガス)	床上～上端	300	時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上層1,900以下)				子時計	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9				拡声	壁付アツテネータ	床上～中心	1,300	屋外	接地極埋設極	地上～中心	600	表-2 接地極一覧表	<table border="1"> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗</th> <th>接地極の規格・数量</th> </tr> <tr> <td>○ 共同接地</td> <td>E・D</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ 共同接地</td> <td>E・C・D</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>● A種</td> <td>E</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>E</td> <td>Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ C種</td> <td>E</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ D種</td> <td>E</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>○ 高電圧遮断器回路用</td> <td>EUB</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>○ 高圧避雷器用</td> <td>EU</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ 交換装置用</td> <td>E t</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ 通信用 (100Ω)</td> <td>E A t</td> <td>10 Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>○ 通信用 (100Ω)</td> <td>E D t</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>○ 電話引込口の保安器</td> <td>E L t</td> <td>100 Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>○ 測定用</td> <td>E</td> <td></td> <td>EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1</td> </tr> </table>	接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量	○ 共同接地	E・D	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ 共同接地	E・C・D	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	● A種	E	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ B種	E	Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ C種	E	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ D種	E	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1	○ 高電圧遮断器回路用	EUB	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1	○ 高圧避雷器用	EU	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ 交換装置用	E t	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ 通信用 (100Ω)	E A t	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組	○ 通信用 (100Ω)	E D t	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1	○ 電話引込口の保安器	E L t	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1	○ 測定用	E		EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1
	名称	測点	取付高 (mm)	名称	測点	取付高 (mm)																																																																																																																																																																																																																								
積算計器	地上～窓中心	1,800~2,000	出退情報・出退表示盤	床上～中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																																																																									
電力引込開閉器	地上～中心	1,800~2,200	壁付発信機	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																									
電力共通	床上～中心	1,300 (上層1,900以下)	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																																									
スイッチ	床上～中心	1,300	壁付押しボタン (一般)	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																									
スイッチ (多機能トイレ)	床上～中心	1,100	マルチサイン																																																																																																																																																																																																																											
コンセント (一般)	床上～中心	300	外部受付用インターホン (子機)		標準図による																																																																																																																																																																																																																									
コンセント (台上)	床上～中心	150	壁付インターホン (上記以外)	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																									
コンセント (車椅子用)	床上～中心	300	壁付呼出ボタン (多機能トイレ)	床上～中心	900/400																																																																																																																																																																																																																									
ブラケット (一般)	床上～中心	2,100~2,300	障害者用インターホン (子機)	床上～中心	1,000~1,100																																																																																																																																																																																																																									
ブラケット (踊場)	床上～中心	2,000~2,500																																																																																																																																																																																																																												
ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150																																																																																																																																																																																																																												
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上層1,900以下)	機器収容箱	天井下～上端	200																																																																																																																																																																																																																									
動力制御用スイッチ	床上～中心	1,300	テレビ端子・直列ユニット (一般)	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																																									
雷保護	試験用接続端子箱	床上～下端	共同受信	テレビ端子・直列ユニット (和室)	床上～中心	150																																																																																																																																																																																																																								
受変電	接地端子箱	地上、床上～中心	500	受信機・副受信機	床上～操作部	800~1,500																																																																																																																																																																																																																								
発電	給油口ボックス	地上～給油口	1,000	自動制御器	機器収容箱	800~1,500																																																																																																																																																																																																																								
横断交換	端子盤 (室内)	床上～下端	300	発生機	床上～中心	800~1,500																																																																																																																																																																																																																								
	横断保安器箱	天井下～上端	200	警報ベル	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																								
	壁付電話機 (一般)	床上～中心	1,300	表示灯	床上～中心	1,100																																																																																																																																																																																																																								
				ガス検知器 (都市ガス用)	天井面～中心	天井高-300 (壁付けの場合)																																																																																																																																																																																																																								
				ガス検知器 (液化石油ガス)	床上～上端	300																																																																																																																																																																																																																								
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上層1,900以下)																																																																																																																																																																																																																											
子時計	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																																																																											
拡声	壁付アツテネータ	床上～中心	1,300	屋外	接地極埋設極	地上～中心	600																																																																																																																																																																																																																							
接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量																																																																																																																																																																																																																											
○ 共同接地	E・D	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ 共同接地	E・C・D	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
● A種	E	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ B種	E	Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ C種	E	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ D種	E	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																																											
○ 高電圧遮断器回路用	EUB	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																																											
○ 高圧避雷器用	EU	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ 交換装置用	E t	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ 通信用 (100Ω)	E A t	10 Ω以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) ×3連-1組																																																																																																																																																																																																																											
○ 通信用 (100Ω)	E D t	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																																											
○ 電話引込口の保安器	E L t	100 Ω以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																																											
○ 測定用	E		EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																																											
● 撤去工事	● 撤去内容 〔第1編4.1.1～4.2.4〕 ● 発生材の処理等 〔第1編5.1.1～2〕	○ 改修後に使用しない既設開口孔埋め・補修は本工事とし、タッチアップ等の仕上げは別途建築工事とする。 ○ アスベスト撤去処分は関係法令等に基づき適切に処理すること。 ● 図示による。 発生材の処理は、下記による (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 金属くず、陶磁器くず、廃プラスチック類 2) 引渡し先 任意による (産業廃棄物運搬許可免許を有すること) 3) 集積場所 任意による (材質により中間処分、最終処分が可能であること) 4) 集積方法 任意による (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用するもの 1) 品名 2) 使用場所 (4) 再生資源化するもの 1) 品名 (5) その他の発生材 1) 品名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理																																																																																																																																																																																																																												

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 N/S	図面番号 02
受託者 株式会社 富士設備設計 toyiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当	図面名称 特記仕様書 2	



設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 配置図	縮尺 A1 : 1/1000 A3 : 1/2000 令和4年度	図面番号 03

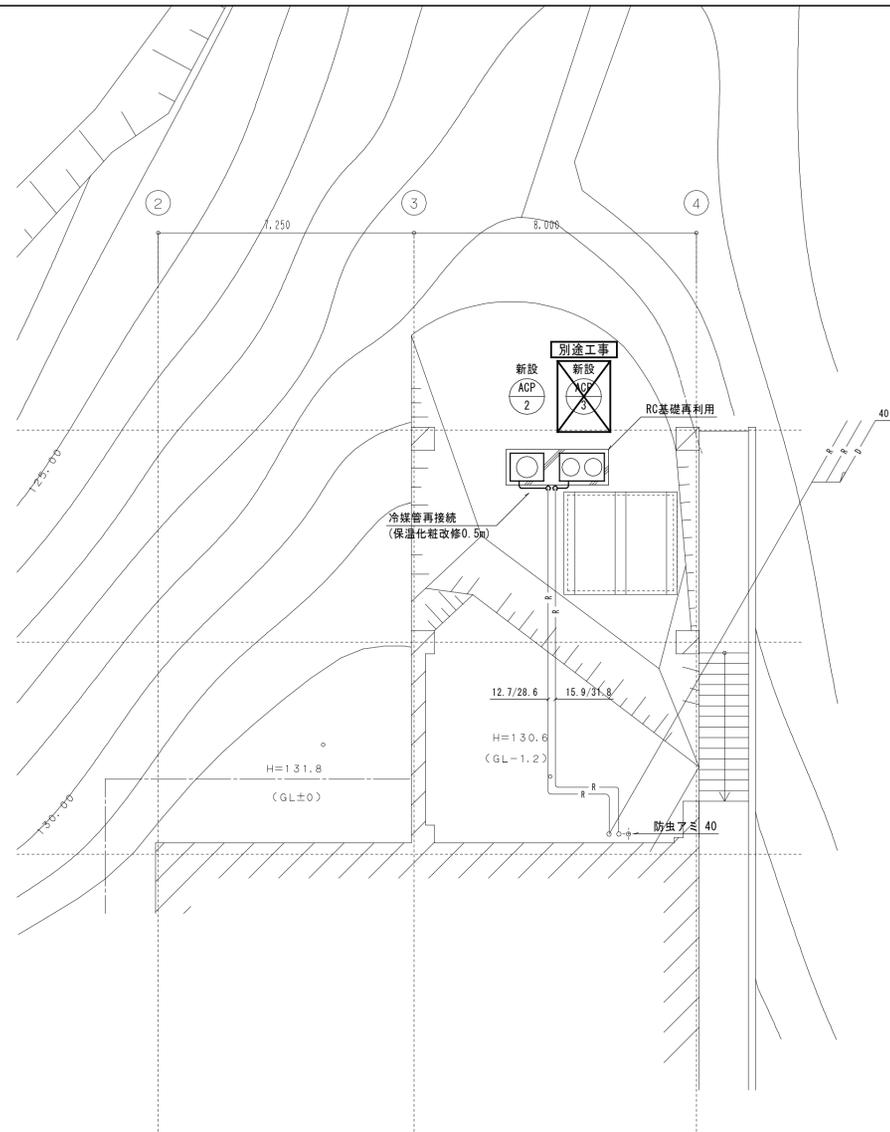
既設撤去 空調設備 機器表

改修新設 空調設備 機器表

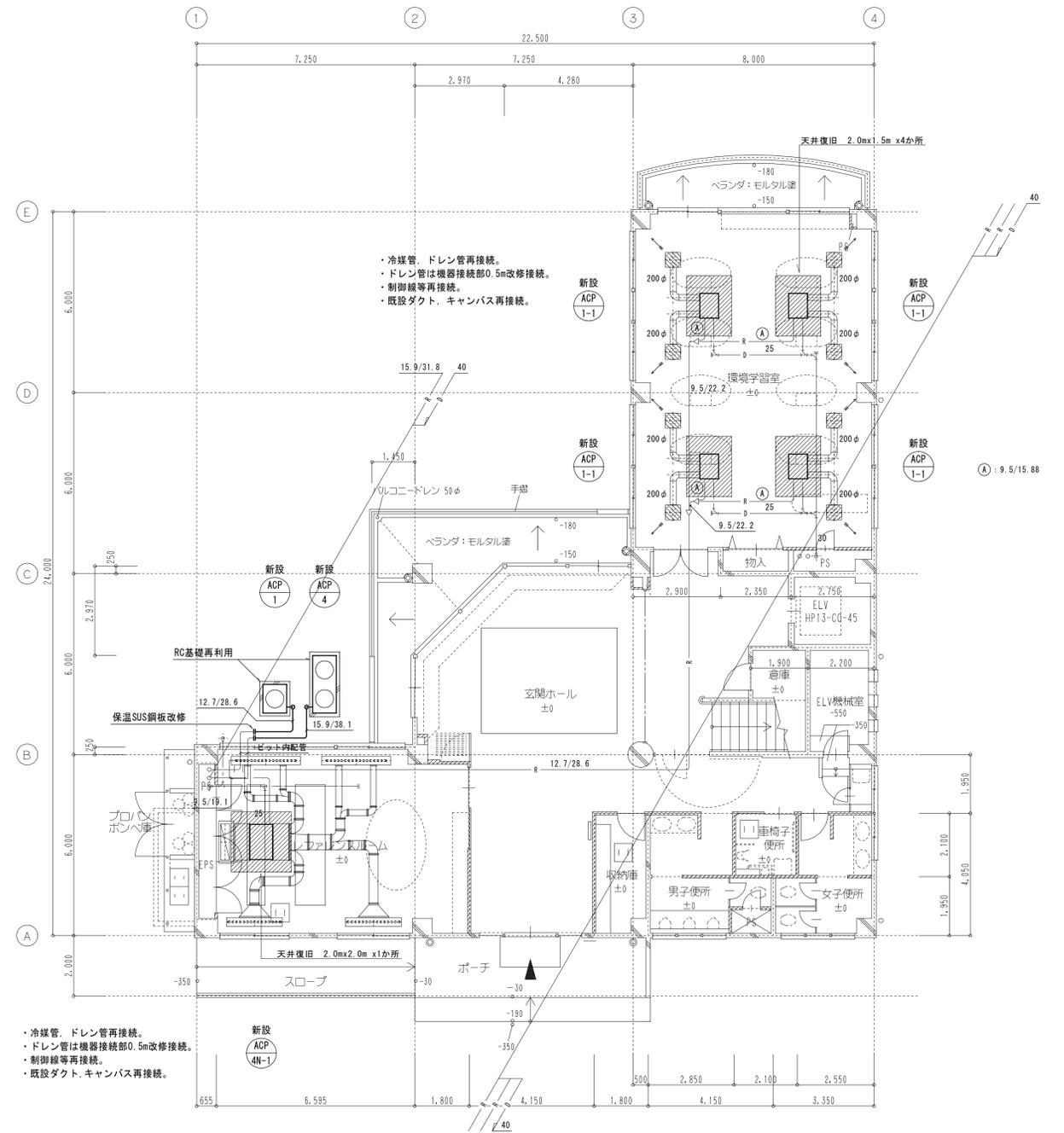
機器号	機器名称	設置場所	設置階	室名(系統)	台数	機器仕様	付属品	電気容量(60Hz)							備考	
								相	電圧	動力	起動方式	G/C回路	発停	異常故障表示		リモコン数量
ACP-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	屋外		1	型式: 室外機 10HP 冷房能力: 28.0 kW 暖房能力: 31.5 kW 圧縮機: 3.0 + 3.75 kW 冷媒: 28.6 x 12.7 (R22)		3	200	(C) 10.9 (H) 9.58	直入					RAS-J280FS1 950 x 790 x 1645H 260kg
ACP-1-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	1	環境学習室		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 7.1 kW 暖房能力: 8.5 kW 送風機: 900 m³/H (強) x 100 pa	リモコン キャンバスダクト	1	200	(C) 0.27 (H) 0.27	直入					RCB-J71K 820 x 620 x 398H
ACP-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	地下屋外		1	型式: 室外機 10HP 冷房能力: 28.0 kW 暖房能力: 31.5 kW 圧縮機: 3.0 + 3.75 kW 冷媒: 28.6 x 12.7 (R22)		3	200	(C) 10.9 (H) 9.58	直入					RAS-J280FS1 950 x 790 x 1645H 260kg
ACP-2-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	3D学習室		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 7.1 kW 暖房能力: 8.5 kW 送風機: 900 m³/H (強) x 100 pa	リモコン キャンバスダクト	1	200	(C) 0.27 (H) 0.27	直入					RCB-J71K 820 x 620 x 398H
ACP-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	地下屋外		1	型式: 室外機 冷房能力: 35.5 kW 暖房能力: 40.0 kW 圧縮機: 3.0 + (3.0 x 2) kW 冷媒: 31.75 x 15.88		3	200	(C) * (H) *	直入					RAS-J355FS1 1270 x 790 x 1645H 390kg
ACP-3-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	スタディ体験ルーム		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 5.6 kW 暖房能力: 6.3 kW 送風機: 0.15 kW	リモコン	1	200	(C) * (H) *	直入					RCB-J56K 670 x 690 x 398H
ACP-3-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	スタッフルーム		1	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 4.5 kW 暖房能力: 5.0 kW 送風機: 0.059 kW	パネル リモコン	1	200	(C) 0.07 (H) 0.06	直入					RCI-J45K1 820 x 820 x 298H 950 x 950
ACP-3-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	カウンセリングルーム		1	型式: 天井カセット形 2方向吹出 冷房能力: 3.6 kW 暖房能力: 4.0 kW 送風機: 0.035 kW	パネル リモコン	1	200	(C) 0.09 (H) 0.07	直入					RCIS-J36K 1120 x 600 x 198H 1160 x 640
ACP-4	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	屋外		1	型式: 室外機 20HP 冷房能力: 56.0 kW 暖房能力: 63.0 kW 圧縮機: 3.0 + (4.4 x 3) kW 冷媒: 38.1 x 15.88		3	200	(C) 22.2 (H) 19.4	直入					1910 x 790 x 1645H 520kg
ACP-4-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	1	レファレンスルーム		1	型式: 天井埋込ダクト形 冷房能力: 11.2 kW 暖房能力: 12.5 kW 送風機: 1500 m³/H (強) x 170 pa	リモコン	1	200	(C) 0.27 (H) 0.23	直入					RPI-J112K
ACP-4-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	パネル展示		4	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 3.6 kW 暖房能力: 4.0 kW 送風機: 0.059 kW	リモコン パネル	1	200	(C) 0.06 (H) 0.05	直入					RCI-J36K1
ACP-4-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	体験ブース		2	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 6.3 kW 暖房能力: 7.5 kW 送風機: 0.059 kW	リモコン パネル	1	200	(C) 0.09 (H) 0.08	直入					RCI-J63K1
ACP-4-4	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	調理実習室		1	型式: 天井埋込ダクト形 冷房能力: 11.2 kW 暖房能力: 12.5 kW 送風機: 1500 m³/H (強) x 170 pa	リモコン	1	200	(C) 0.27 (H) 0.23	直入					RPI-J112K
・冷媒ガスは引抜き、破壊処理の事 (R22)																

別途工事

機器号	機器名称	設置場所	設置階	室名(系統)	台数	機器仕様	付属品	電気容量(60Hz)							備考	
								相	電圧	動力	起動方式	G/C回路	発停	異常故障表示		リモコン数量
ACP-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	屋外		1	型式: 室外機 リニューアル型 冷房能力: 28.0 kW 暖房能力: 31.5 kW 圧縮機: 5.26 kW 冷媒: 22.2 x 9.52		3	200	(C) 7.92 (H) 8.10	直入					(参) 1210 x 765 x 1675H
ACP-1-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	1	環境学習室		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 7.1 kW 暖房能力: 8.5 kW 送風機: 840 m³/H (強) x 100 pa	リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 ハーフパネル 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.09 (H) 0.09	直入	○	○			1 (参) 1050 x 800 x 270H
ACP-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	屋外		1	型式: 室外機 リニューアル型 冷房能力: 28.0 kW 暖房能力: 31.5 kW 圧縮機: 5.26 kW 冷媒: 22.2 x 9.52	風向ガイド	3	200	(C) 7.92 (H) 8.10	直入					(参) 1210 x 765 x 1675
ACP-2-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	3D学習室		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 7.1 kW 暖房能力: 8.5 kW 送風機: 840 m³/H (強) x 100 pa	リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 ハーフパネル 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.09 (H) 0.09	直入	○	○			1 (参) 1050 x 800 x 270H
ACP-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	地下屋外		1	型式: 室外機 リニューアル型 冷房能力: 35.5 kW 暖房能力: 37.5 kW 圧縮機: 6.78 kW 冷媒: 25.4 x 12.7	風向ガイド	3	200	(C) 9.78 (H) 8.77	直入					(参) 1210 x 765 x 1675H
ACP-3-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	スタディ体験ルーム		4	型式: 天井ビルトイン形 冷房能力: 5.6 kW 暖房能力: 6.3 kW 送風機: 660 m³/H (強) x 100 pa	リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 パネル(ハーフ) 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.15 (H) 0.14	直入	○	○			1 (参) 700 x 800 x 270H
ACP-3-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	スタッフルーム		1	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 4.5 kW 暖房能力: 5.0 kW 送風機: 0.057 kW	パネル リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.05 (H) 0.05	直入	○	○			(参) 840 x 840 x 248H
ACP-3-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	カウンセリングルーム		1	型式: 天井カセット形 1方向吹出 冷房能力: 3.6 kW 暖房能力: 4.0 kW 送風機: 0.057 kW	パネル(ワイヤード) リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.04 (H) 0.04	直入					1 (参) 900 x 710 x 235H
ACP-4	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	外	屋外		1	型式: 室外機 リニューアル型 冷房能力: 50.0 kW 暖房能力: 56.0 kW 圧縮機: 4.94 x 2 kW 冷媒: 28.58 x 15.88	吸込部納付	3	200	(C) 14.5 (H) 15.3	直入					(参) 1600 x 765 x 1675H
ACP-4-1	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	1	レファレンスルーム		1	型式: 天井埋込ダクト形 冷房能力: 11.2 kW 暖房能力: 12.5 kW 送風機: 1380 m³/H (強) x 200 pa	リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.14 (H) 0.14	直入					(参) 1400 x 800 x 300H
ACP-4-2	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	パネル展示		4	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 3.6 kW 暖房能力: 4.0 kW 送風機: 0.057 kW	リモコン(ワイヤード式) パネル 他標準付属品一式パネル	1	200	(C) 0.04 (H) 0.04	直入	○	○			4 (参) 840 x 840 x 248H
ACP-4-3	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	2	体験ブース		2	型式: 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力: 6.3 kW 暖房能力: 7.5 kW 送風機: 0.057 kW	リモコン(ワイヤード式) パネル 他標準付属品一式パネル	1	200	(C) 0.09 (H) 0.08	直入	○	○			2 (参) 840 x 840 x 248H
ACP-4-4	空冷ヒートポンプ式マルチエアコン	3	調理実習室		1	型式: 天井埋込ダクト形 冷房能力: 11.2 kW 暖房能力: 12.5 kW 送風機: 1380 m³/H (強) x 200 pa	リモコン(ワイヤード式) 天吊防振、振れ止め金具 他標準付属品一式	1	200	(C) 0.14 (H) 0.14	直入					1 (参) 1400 x 800 x 300H
CC-SW	集中監視システム	1				集中制御リモコン、タッチパネル										(参)PSC-A32MN1
・パッケージエアコン(空冷式)の機器能力、消費電力は JIS B 8616 による。 ・冷媒追加充填、試運転調整含む。																
・室内機天吊支持は振れ止め支持とする。 ・冷媒管は既設配管を再使用する。 ・電気容量は参考値とする。																
・室外機に機器記号、室内機設置場所の表示を行う。																



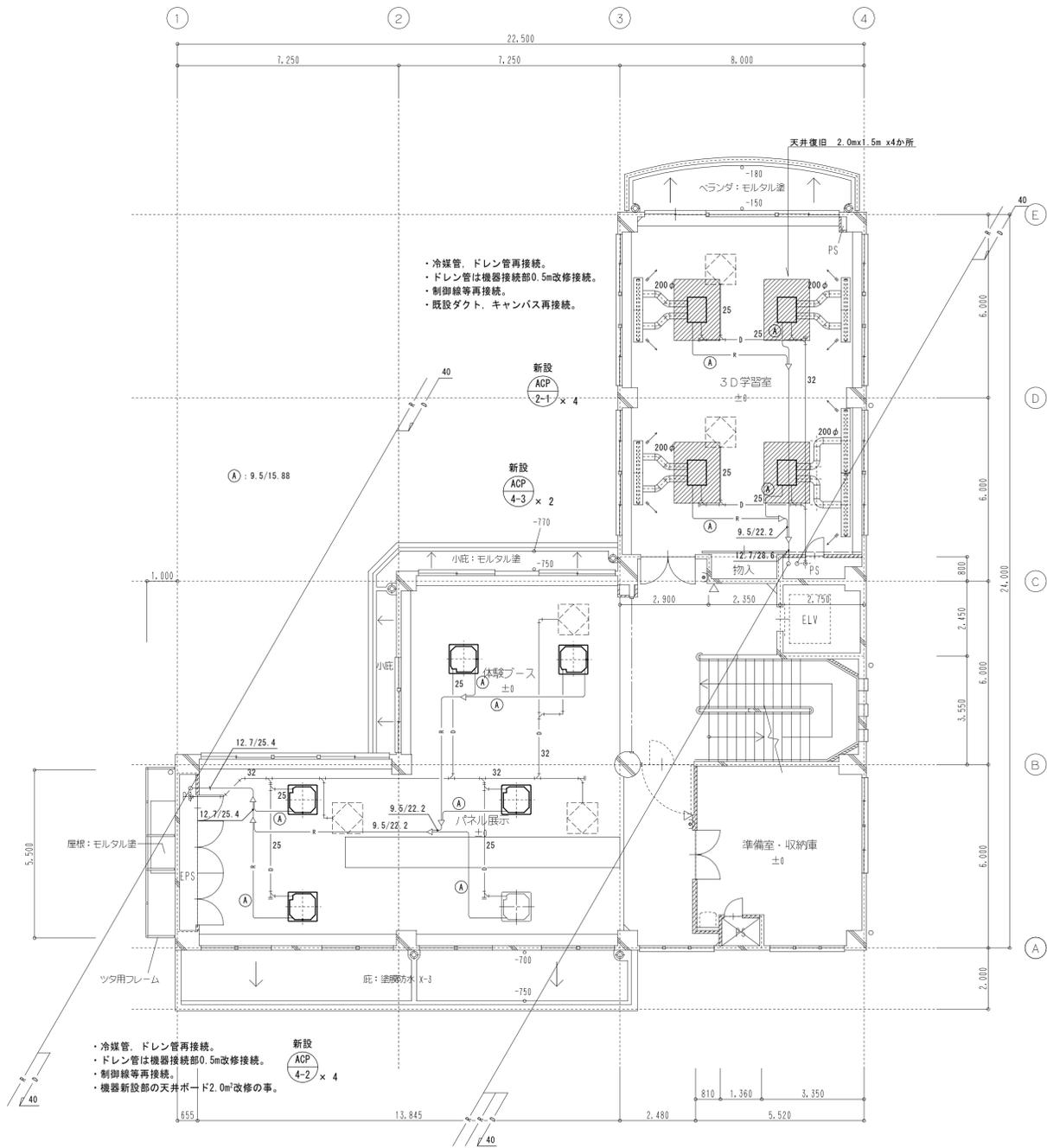
地下1階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

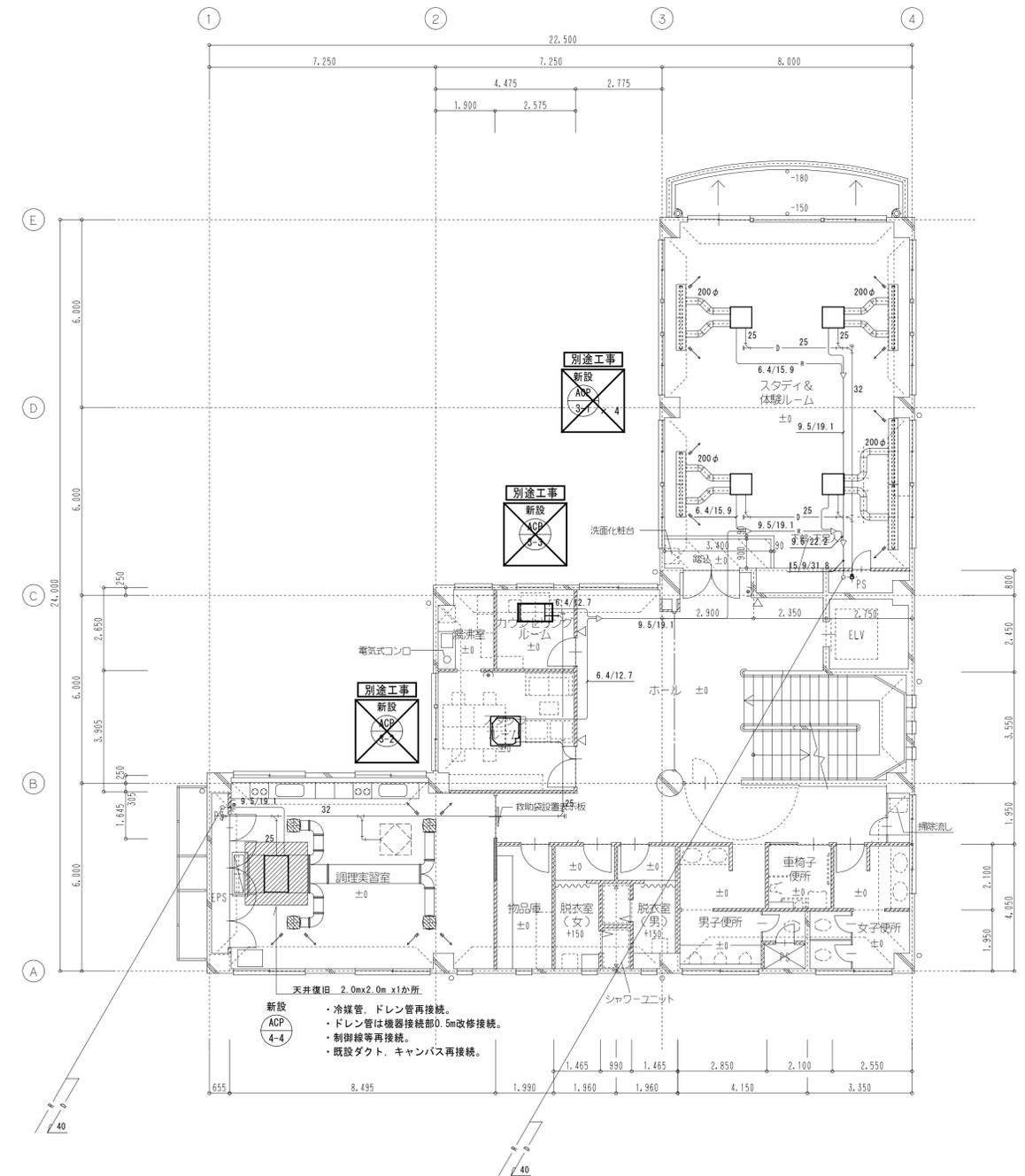
：天井復旧部分を示す (PB+岩綿吸音板)

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 空調設備 地下1階、1階平面図 (改修)	縮尺 A1:1/100 A3:1/200 令和4年度	図面番号 05



2階平面図 S=1/100

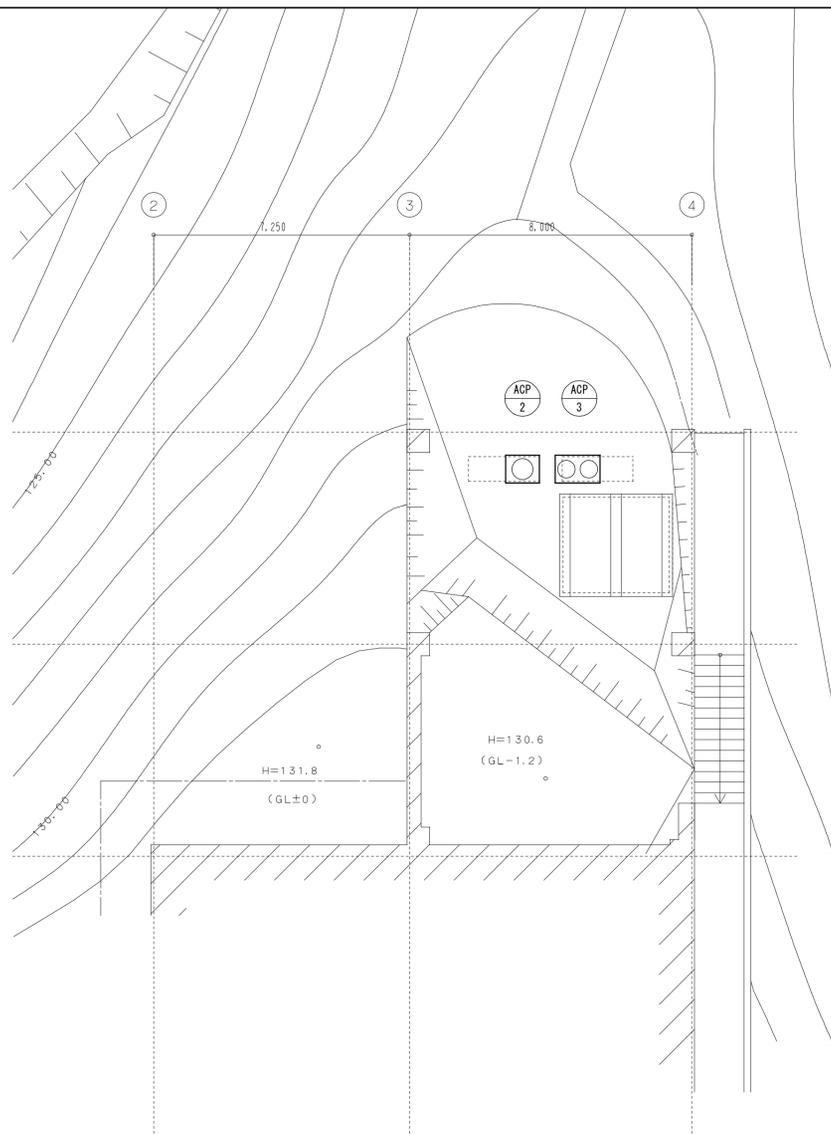
：天井復旧部分を示す (PB・岩綿吸音板)



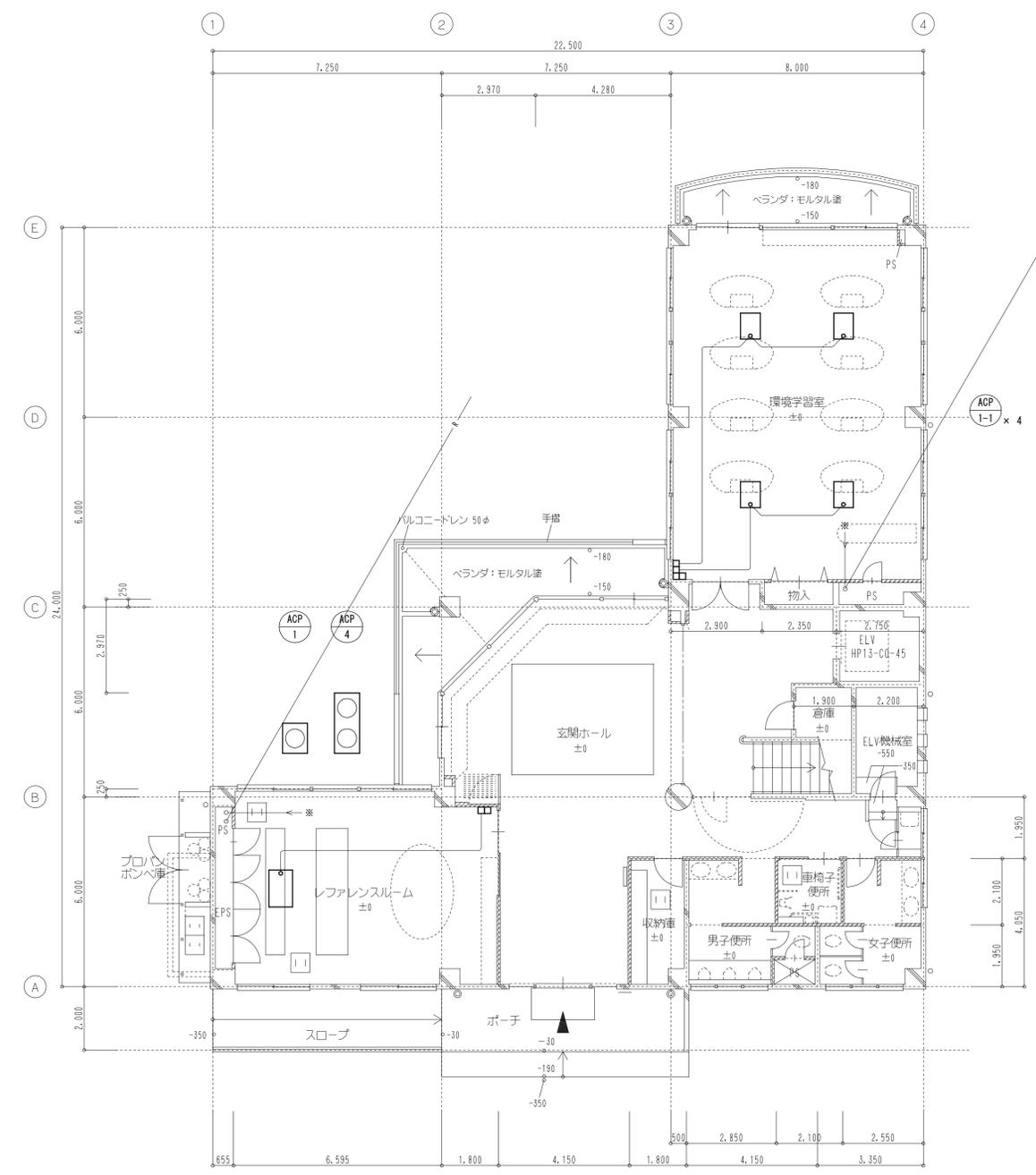
3階平面図 S=1/100

：天井復旧部分を示す (PB・岩綿吸音板)

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社富士設備設計 toiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当			工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 空調設備 2階、3階平面図 (改修)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 令和4年度	図面番号 06
		令和4年度					



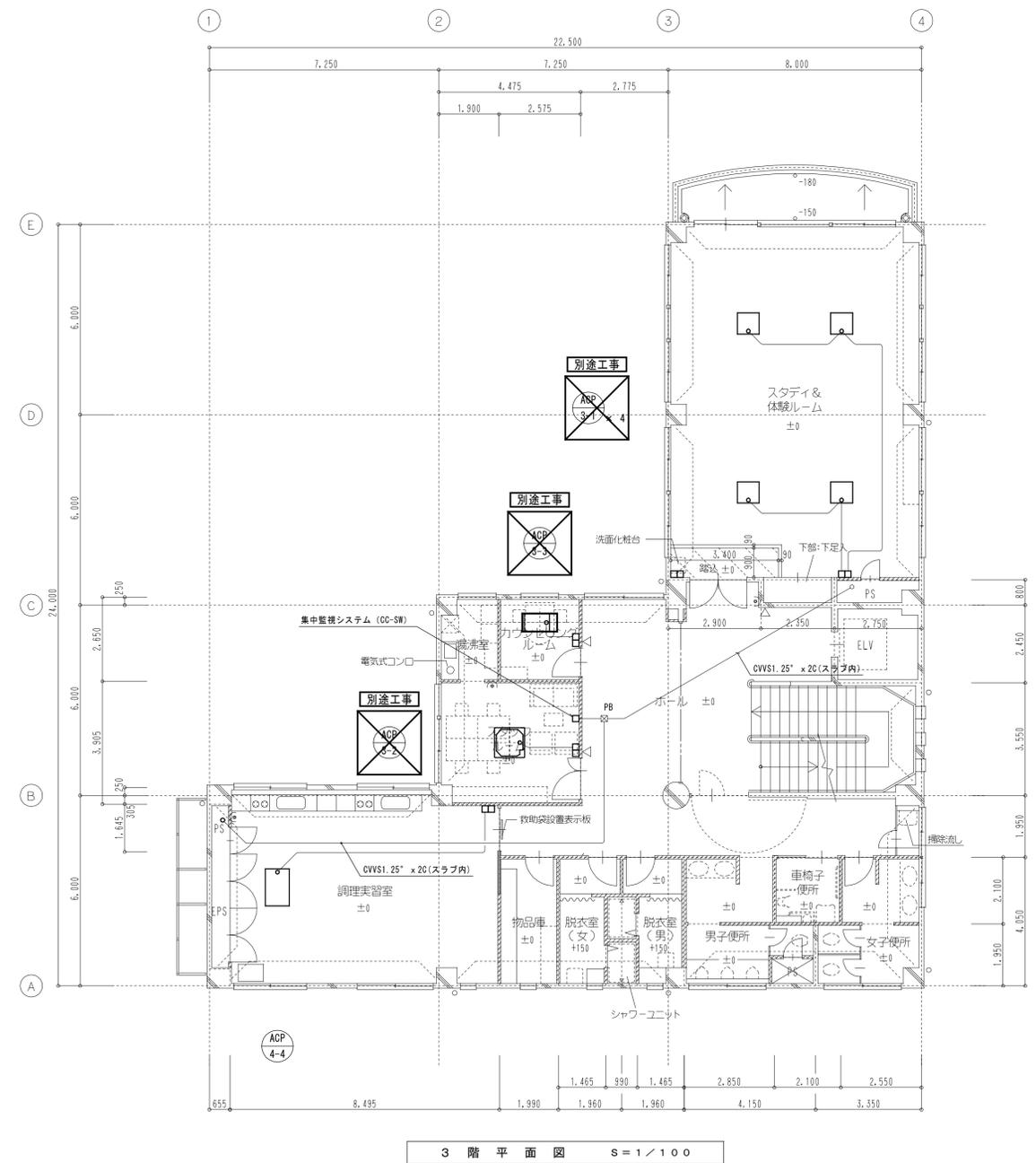
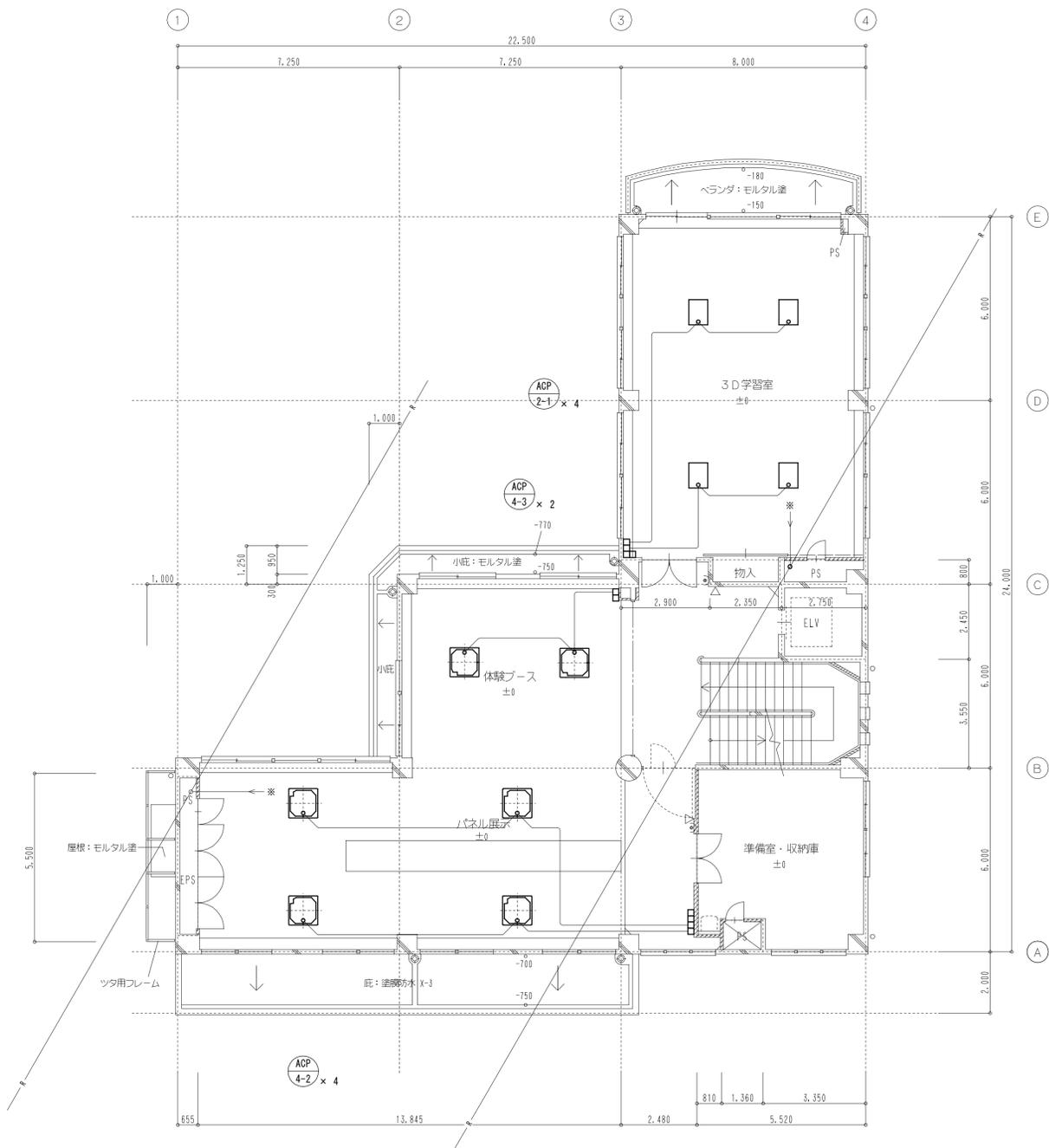
地下1階平面図 S=1/100



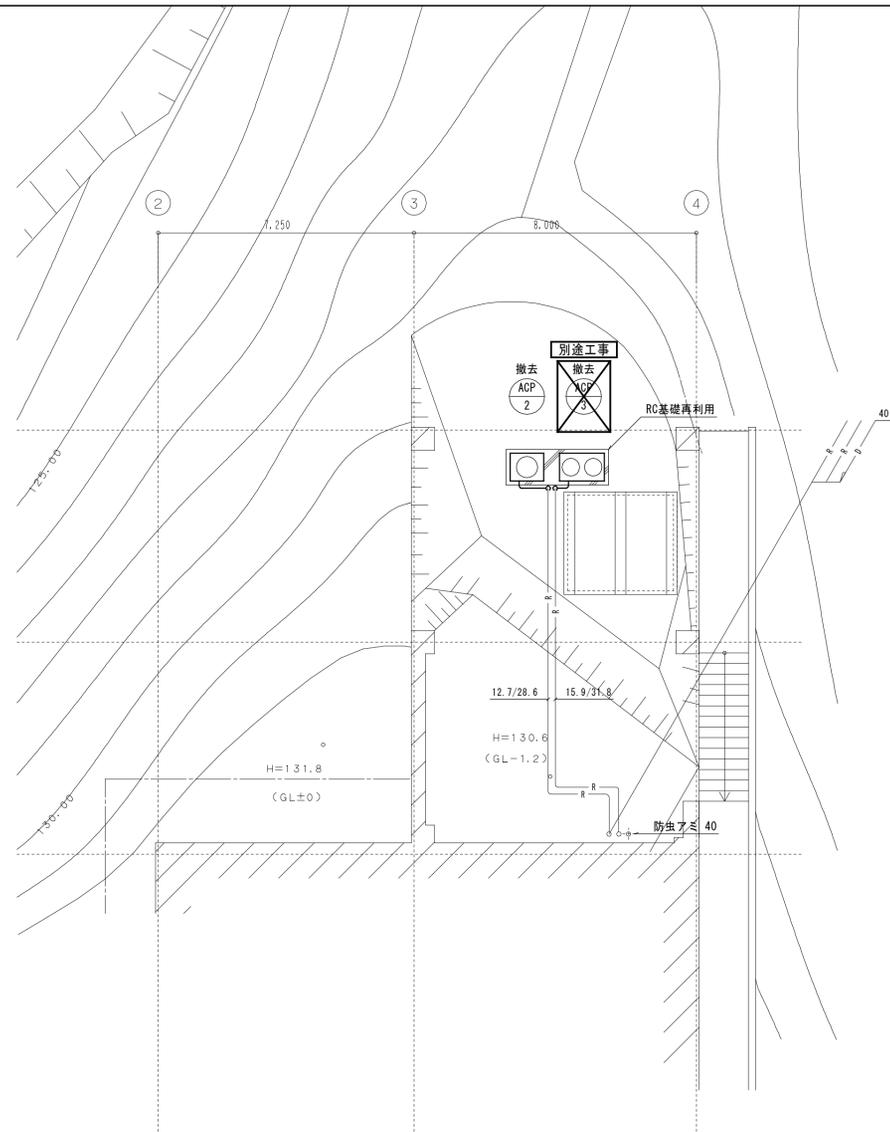
1階平面図 S=1/100

集中監視線 (PS内2ヶ所立上) 冷媒管共巻
※各室内機より冷媒管共巻にてPS内に至る

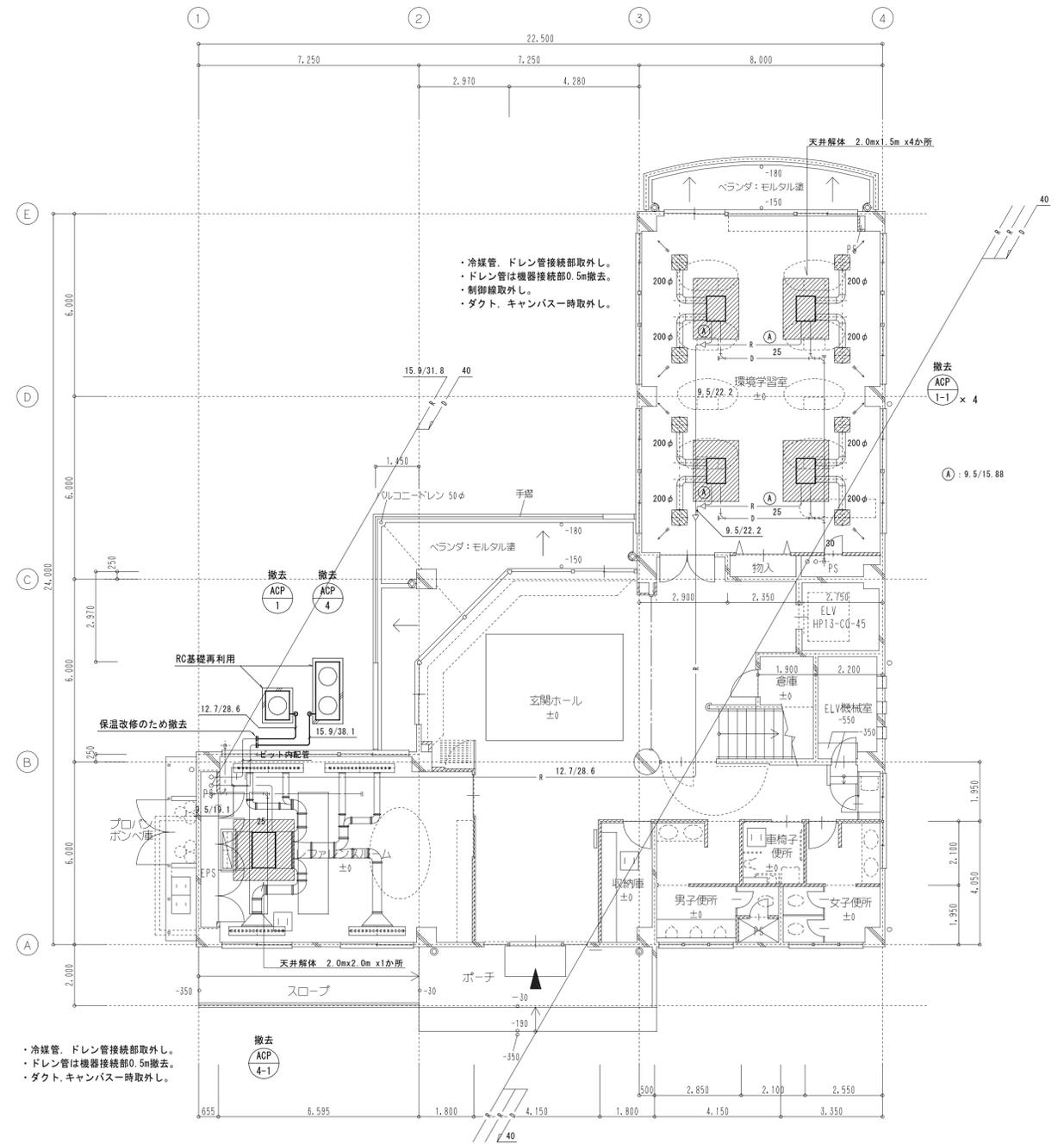
設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 制御設備 地下1階,1階平面図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200 令和4年度	図面番号 07



設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 制御設備 2階, 3階平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 令和4年度	図面番号 08



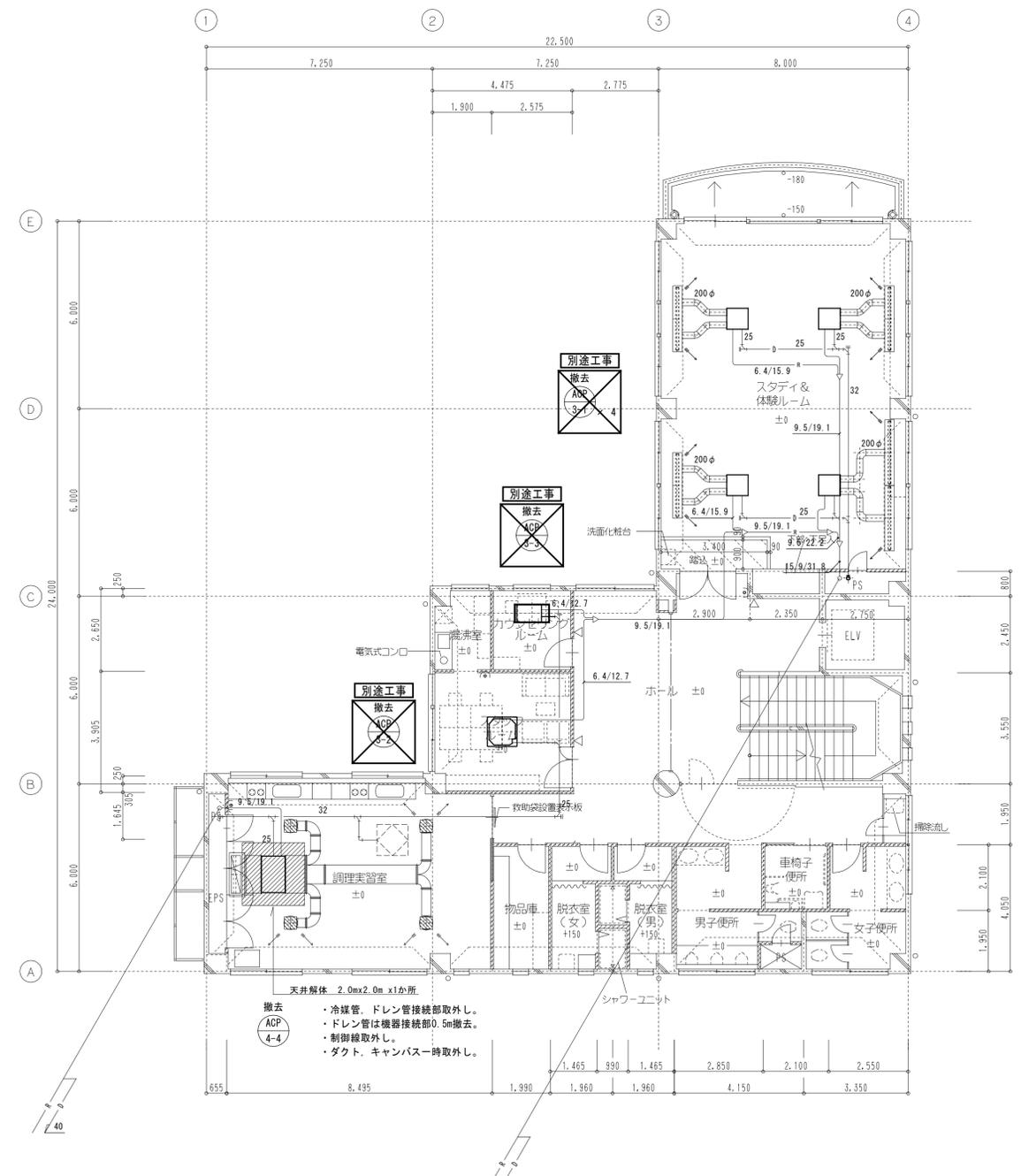
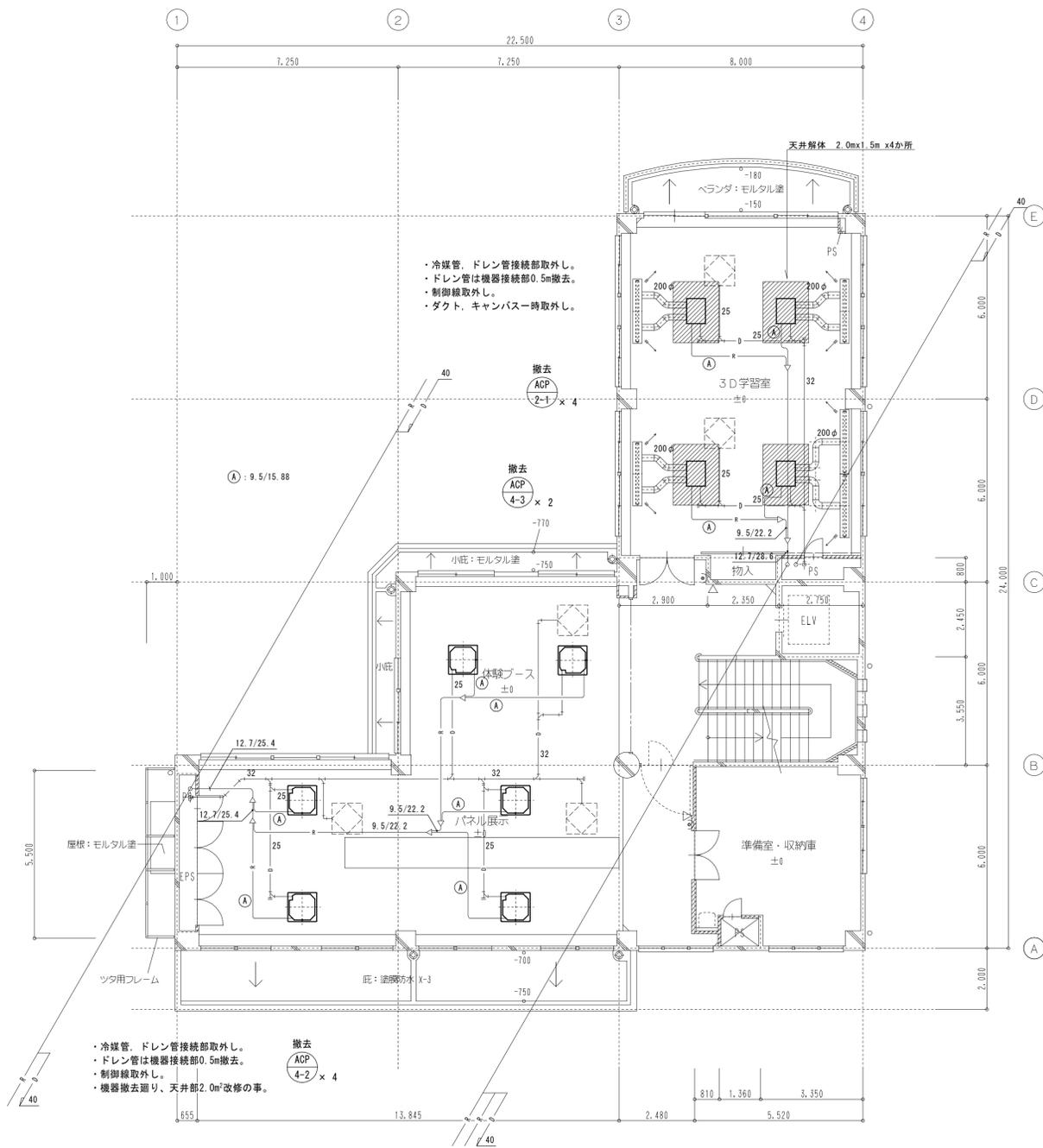
地下1階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

：天井解体部分を示す (PB+岩綿吸音板)

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 空調設備 地下1階, 1階平面図 (撤去)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 令和4年度	図面番号 09



設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社富士設備設計 tamiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 空調設備 2階,3階平面図 (撤去)	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200 令和4年度	図面番号 10

既設撤去 空調設備 機器表

機器記号	機器名称	設置場所		台数	機器仕様	付属品	電気容量 (60Hz)					集中制御			リモコン数量	備考
		設置階	室名(系統)				相	電圧	動力	起動方式	GC回路	発停	異常	警報		
ACP-H21	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	2	視聴覚教室	1	型式 : ツイン同時 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 28.0 kW 暖房能力 : 31.5 kW 圧縮機 : 7.5 kW 冷媒 : (R22) 28.6 x 15.9、19.1 x 9.5	リモコン パネル	3	200	(C) (H)	2.38 2.24	直入					FDCJ280HD 三菱重工業 RC基礎 境界石
ACP-H22	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	2 2	21ルーム 22ルーム	1 1	型式 : 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 12.5 kW 暖房能力 : 14.0 kW 圧縮機 : 2.4 kW 冷媒 : (R407C)	リモコン パネル	3	200	(C) (H)	3.44 4.26	直入					RZYP140D ダイキン RC基礎 境界石 室外機 900 x 290 x 435H
ACP-H31	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	3 3	35ルーム 36ルーム	1 1	型式 : 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 12.5 kW 暖房能力 : 14.0 kW 圧縮機 : 2.4 kW 冷媒 : (R407C)	リモコン パネル	3	200	(C) (H)	3.44 4.26	直入					RZYP140D ダイキン RC基礎 境界石 室外機 900 x 290 x 435H

・冷媒ガスは引抜き、破壊処理の事 (R407C, R22)

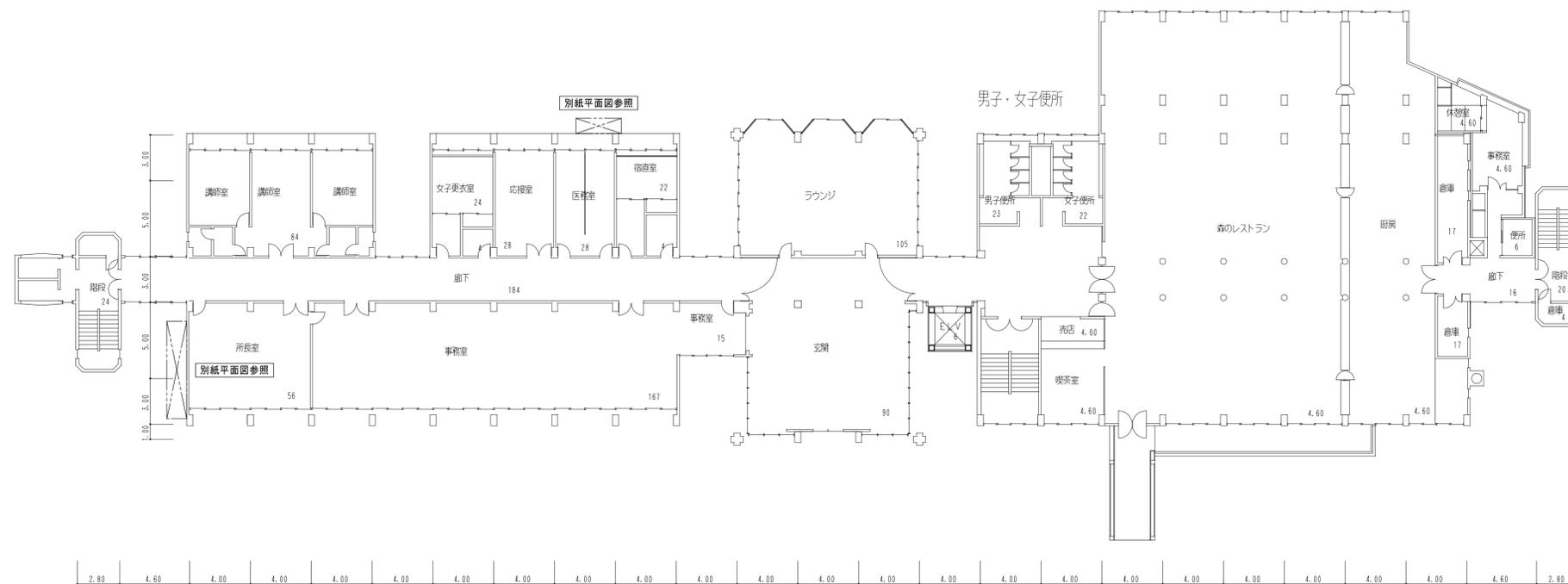
改修新設 空調設備 機器表

機器記号	機器名称	設置場所		台数	機器仕様	付属品	電気容量 (60Hz)					集中制御			リモコン数量	備考
		設置階	室名(系統)				相	電圧	動力	起動方式	GC回路	発停	異常	警報		
ACP-H21	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	2	視聴覚教室	1	型式 : ツイン同時運転 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 25.0 (7.2~28.0) kW 暖房能力 : 28.0 (7.0~35.0) kW 圧縮機 : 6.85 kW 冷媒 : 25.4 x 12.7、15.88 x 9.52	リモコン(ワイヤード式) パネル	3	200	(C) (H)	8.99 7.33	直入	○				1
ACP-H22	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	2 2	21ルーム 22ルーム	1 1	型式 : 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 12.5 (3.1~14.0) kW 暖房能力 : 14.0 (3.5~18.2) kW 圧縮機 : 2.7 kW 冷媒 : 15.88 x 9.52	リモコン(ワイヤード式) パネル	3	200	(C) (H)	3.16 3.21	直入	○				1 1
ACP-H31	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	3 3	35ルーム 36ルーム	1 1	型式 : 天井カセット形 4方向吹出 冷房能力 : 12.5 (3.1~14.0) kW 暖房能力 : 14.0 (3.5~18.2) kW 圧縮機 : 2.7 kW	リモコン(ワイヤード式) パネル	3	200	(C) (H)	3.16 3.21	直入	○				1 1

・パッケージエアコン(空冷式)の機器能力、消費電力は JIS B 8616 による。
 ・冷媒追加充填、試運転調整含む。
 ・室外機基礎は、境界石 or (樹脂 + コンクリ)とする。
 ・室内機天吊支持は振れ止め支持とする。
 ・冷媒管は既設配管を再使用する。
 ・電気容量は参考値とする。
 ・室外機に機器記号、室内機設置場所の表示を行う。

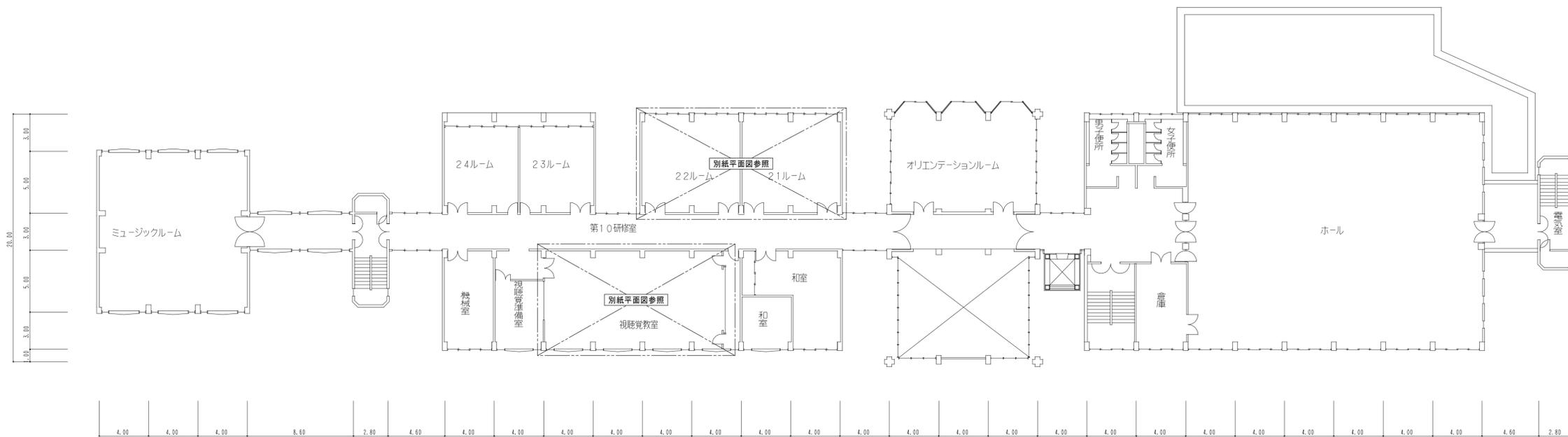


本館地階 1/200

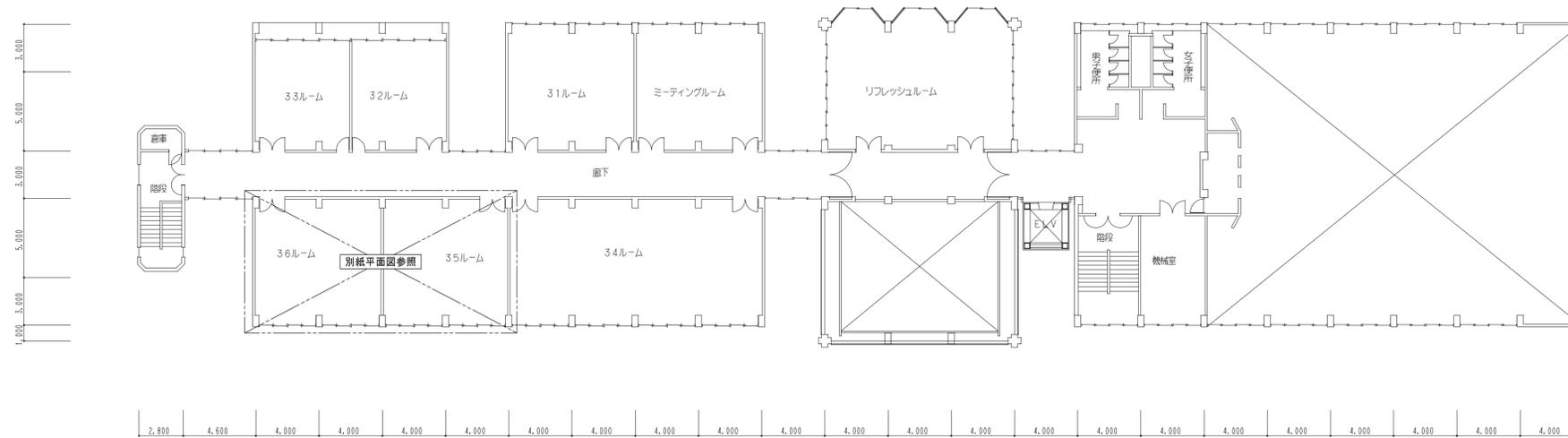


本館1階 1/200

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 本館 空調設備 地下1階,1階平面図	縮尺 A 1 : 1/200 A 3 : 1/400 令和4年度	図面番号 12

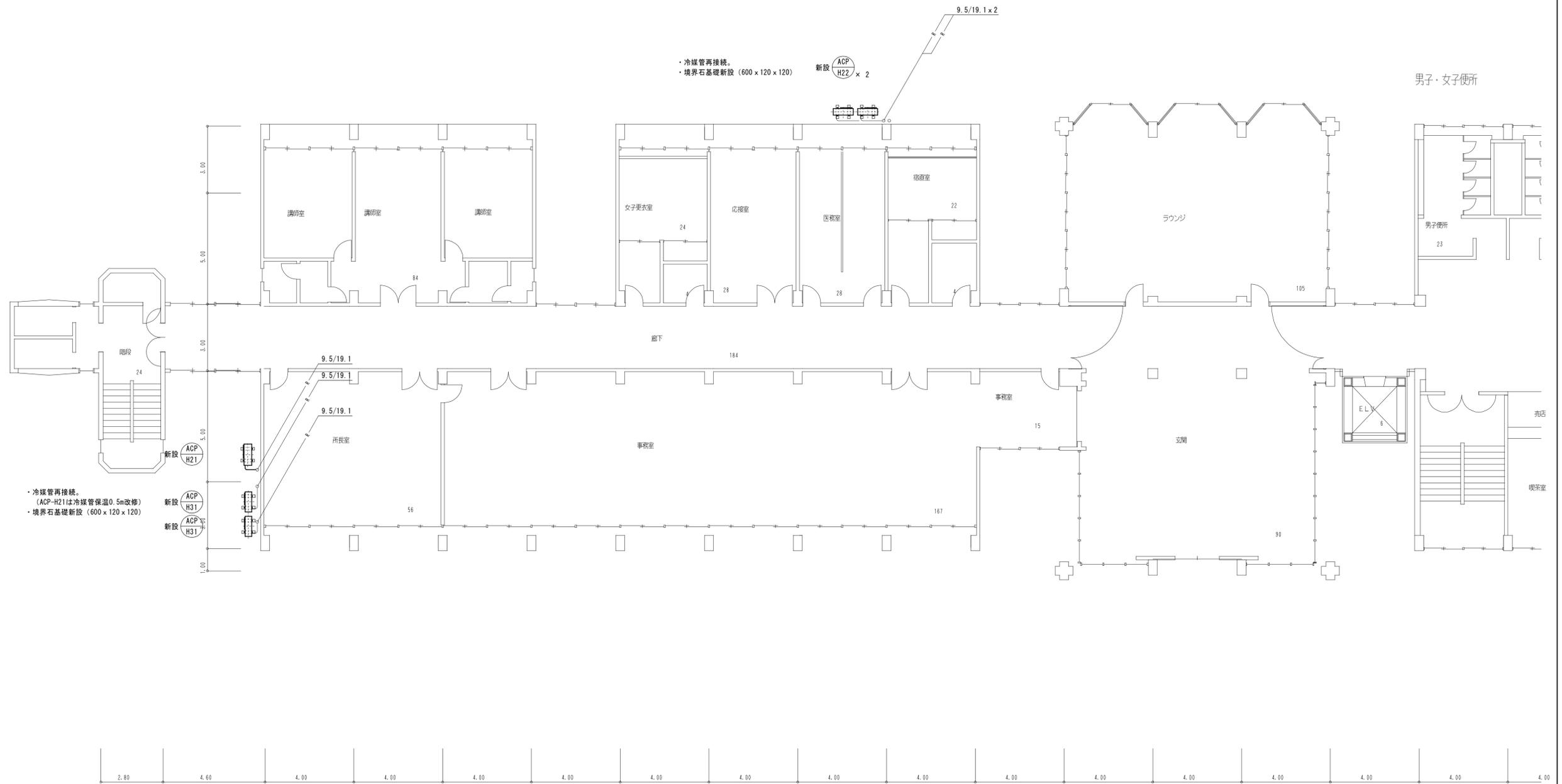


本館2階 1/200



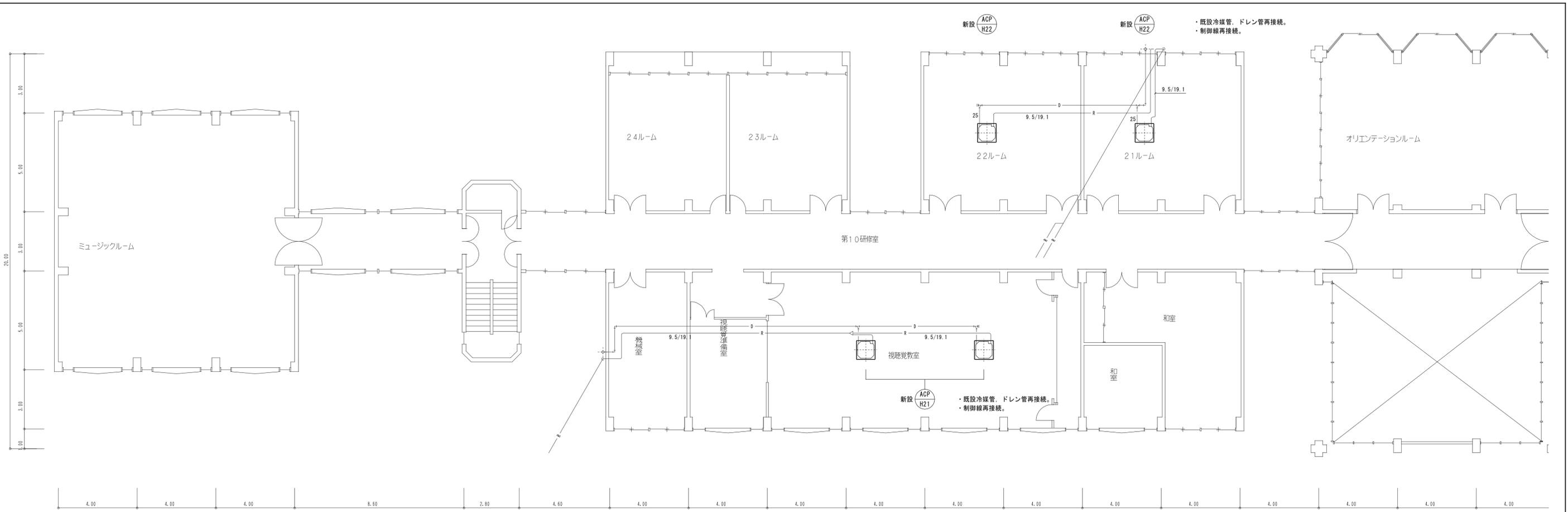
本館3階 1/200

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 本館 空調設備 2階、3階平面図	縮尺 A 1 : 1/200 A 3 : 1/400 令和4年度	図面番号 13

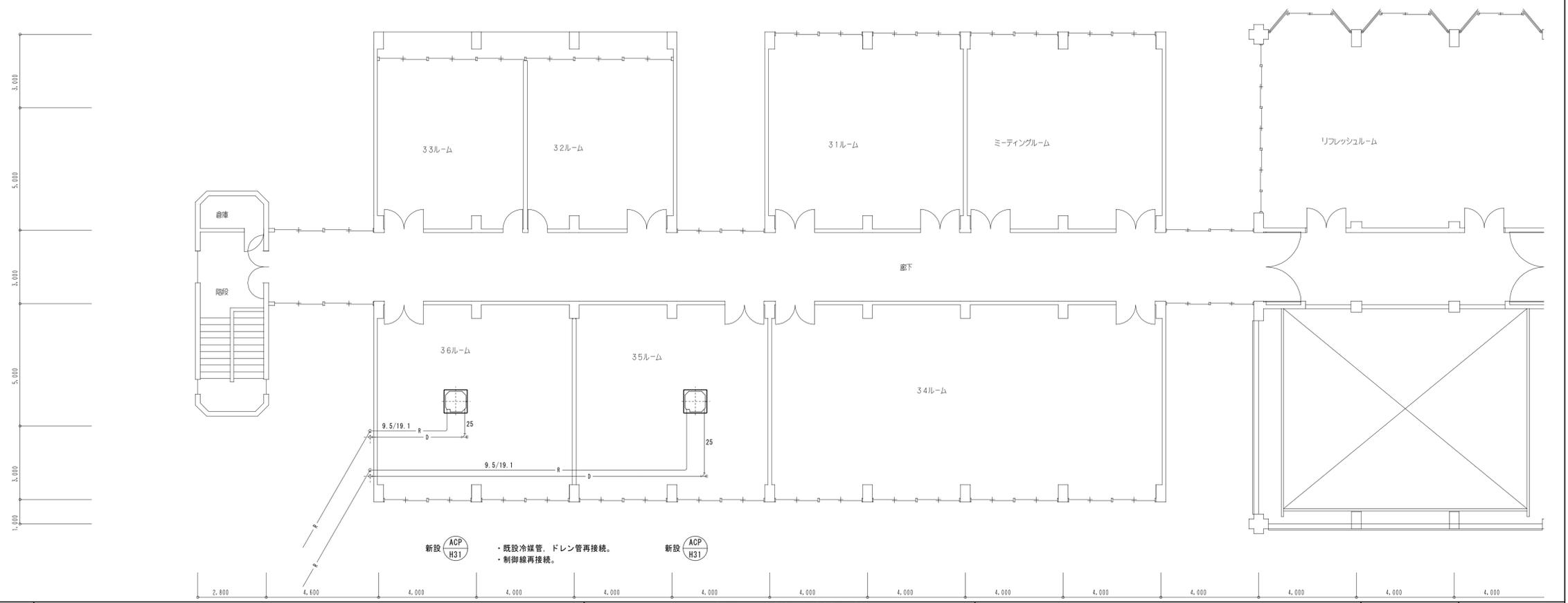


本館 1階 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 14
	受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

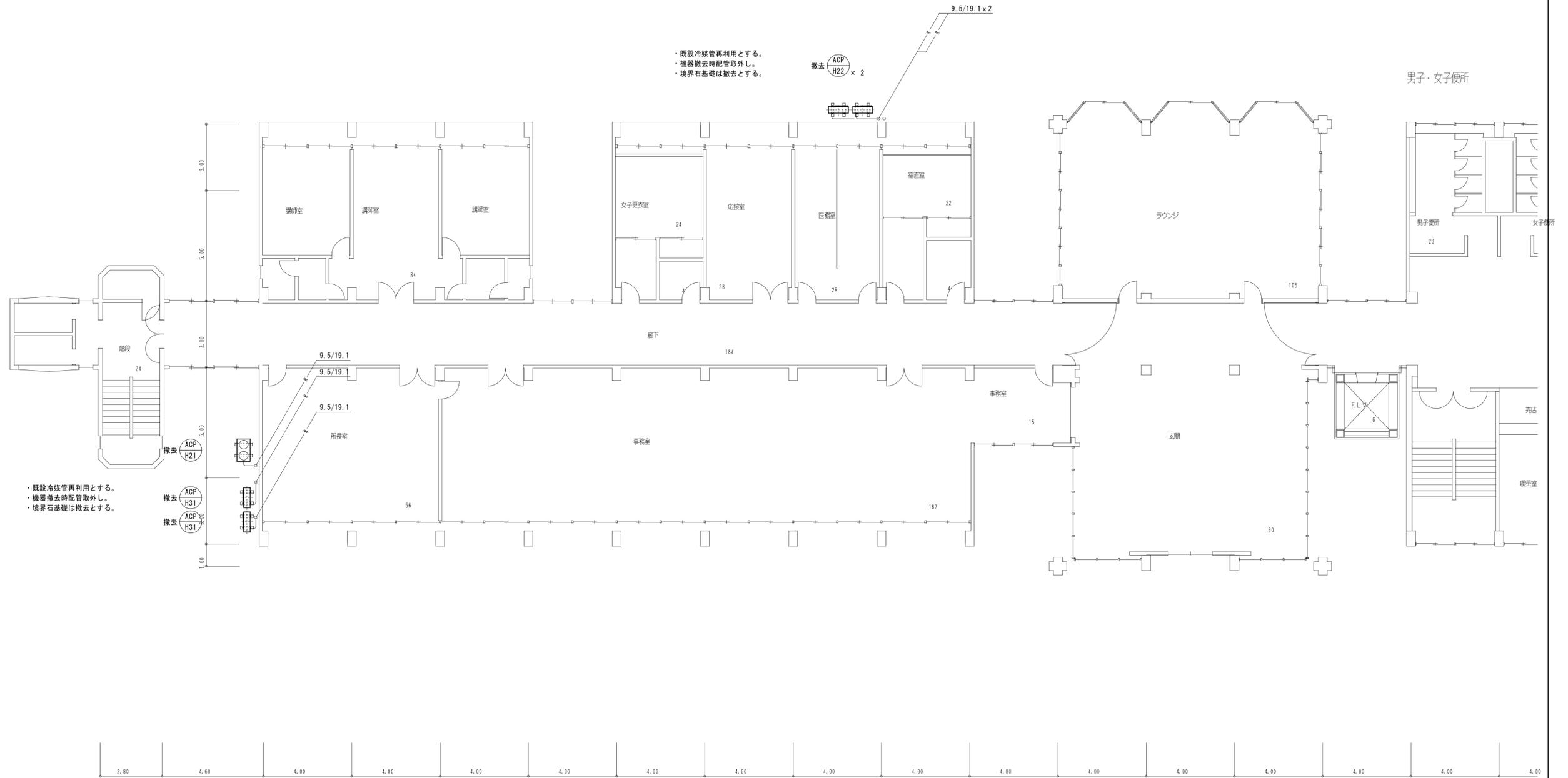


本館2階 1/100



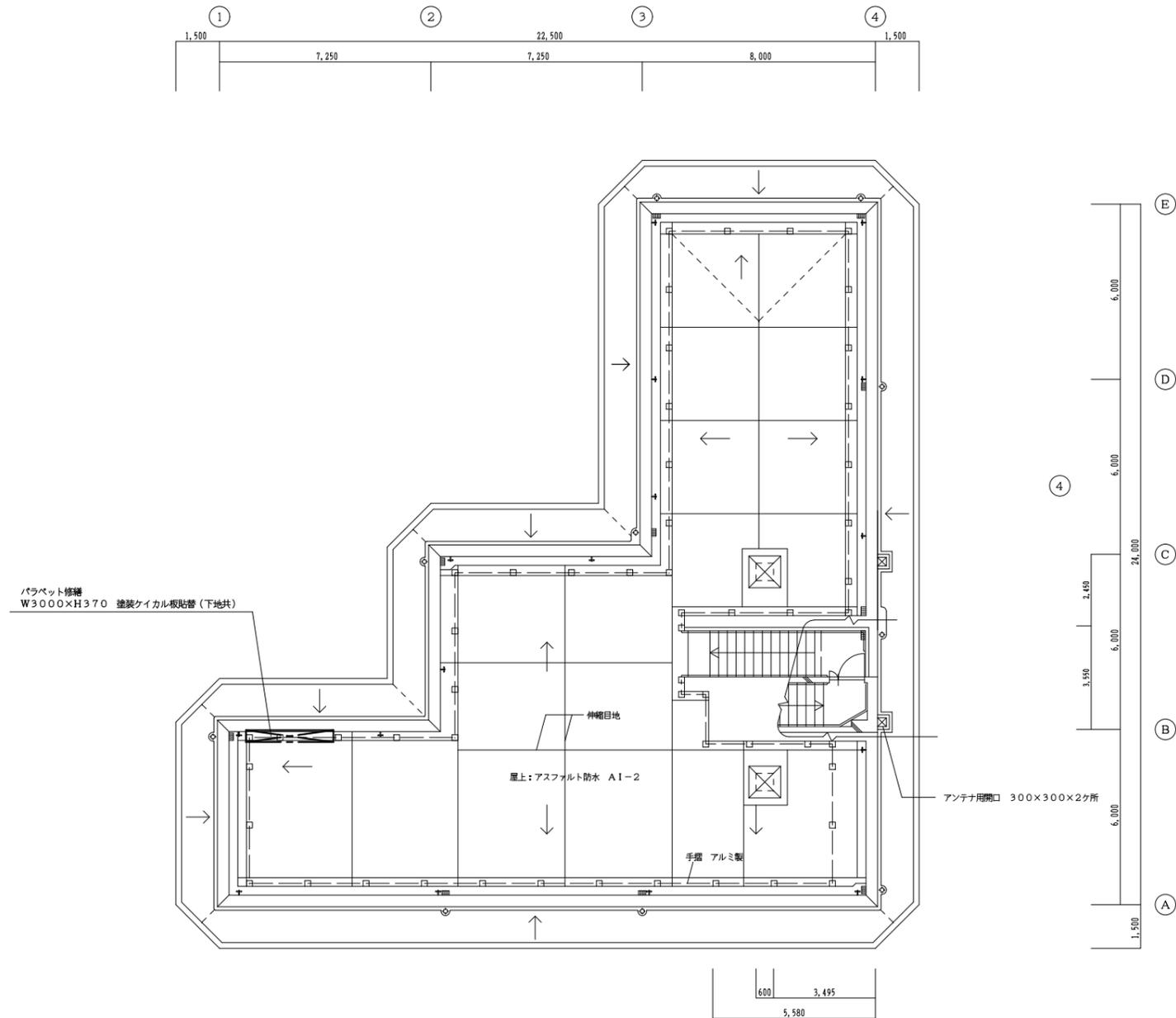
本館3階 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 本館 空調設備 2階,3階平面図(改修)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 令和4年度	図面番号 15



本館1階 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 本館 空調設備 1階平面図(撤去)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 令和4年度	図面番号 16

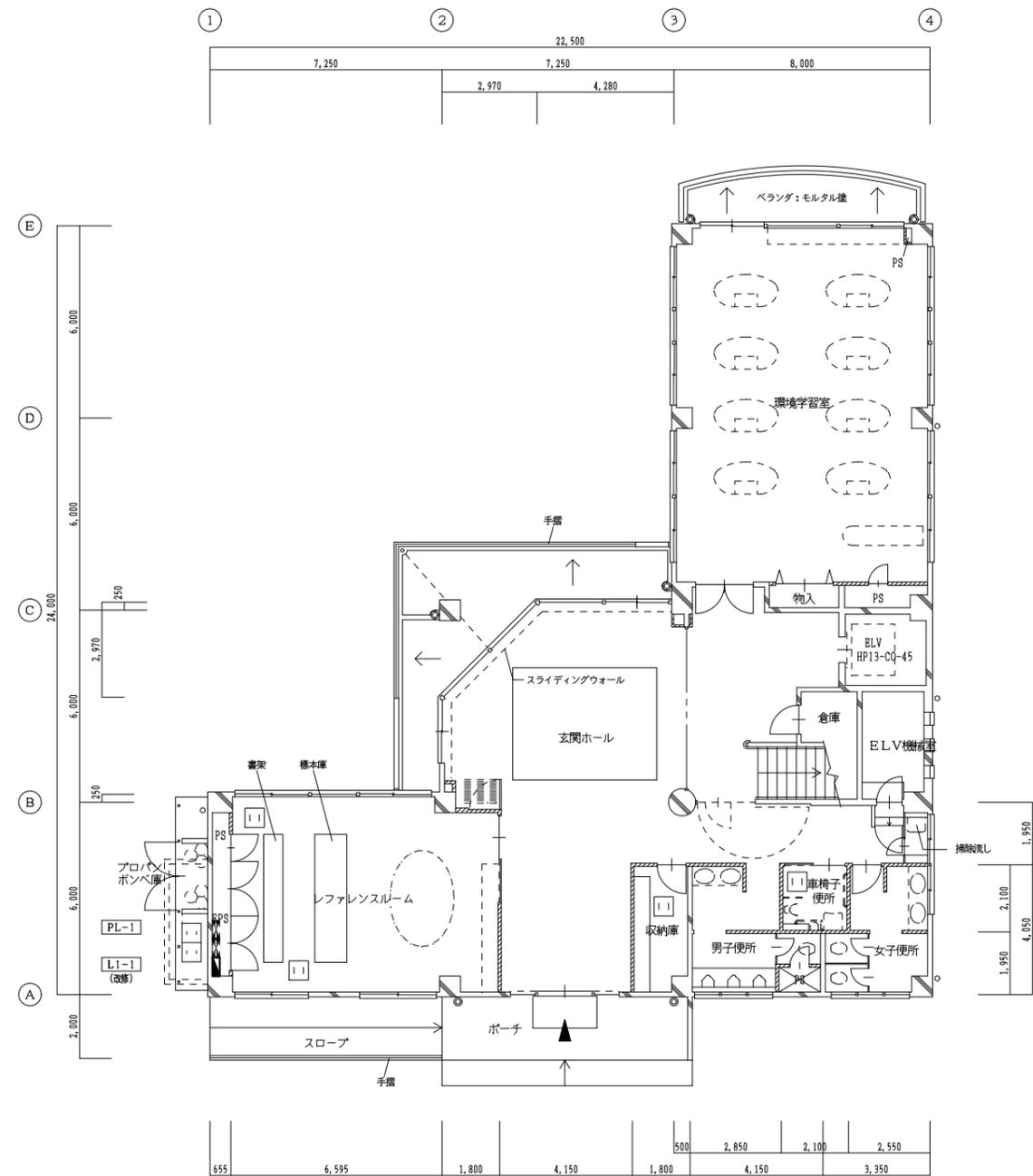
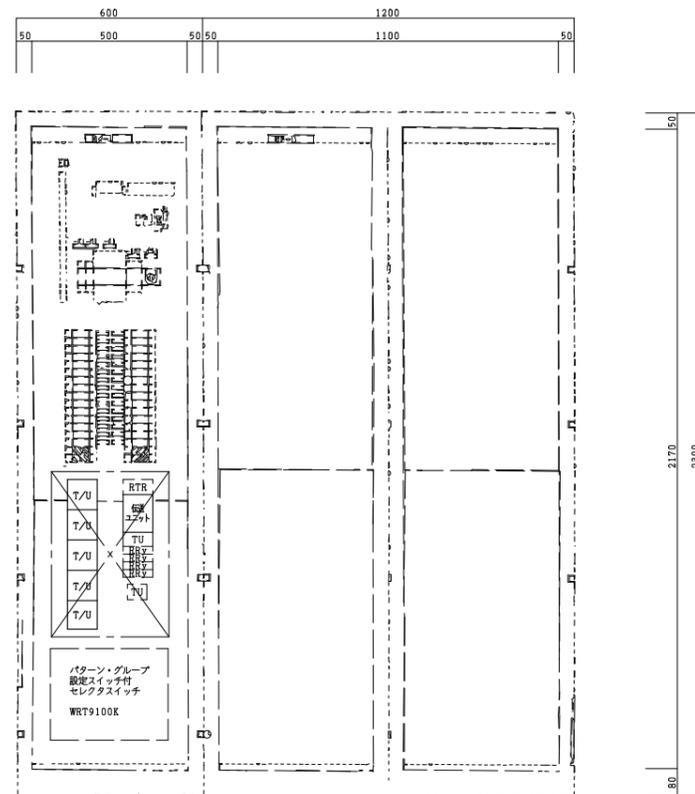


自然環境館 R階平面図 S=1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 パラベットの修繕図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 18 令和4年度
		令和4年度						

既設分電盤改修図

L1-1
 L1-1改修内容
 RTU: 伝送ユニット X1
 T/U: フル2線式リモコンT/U付リレーユニット X5

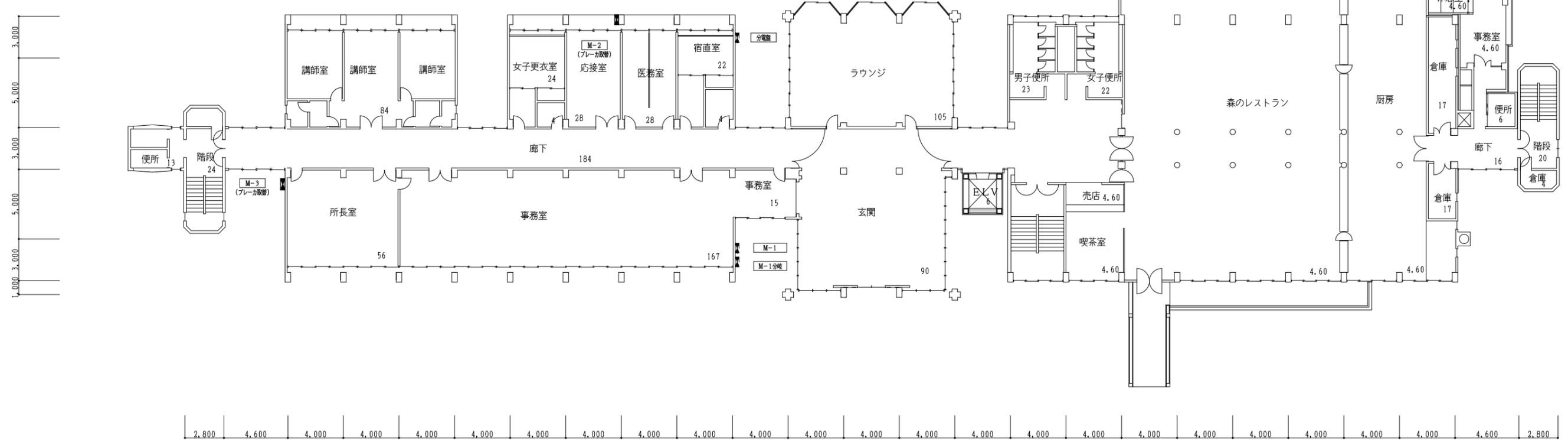


自然環境館 1階平面図 S=1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 19
	受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

動力制御盤回路構成表										■ 載断機を示す。					
盤名称 形式	幹線 種別 サイズ	単線接続図	主幹開閉器				負 荷				分岐開閉器				備 考
			E	M	P	AF	AT	機器記号	名 称	容量 (kW)	E	M	P	AF	
M-2 備板型 壁掛型 (改修)	E	3	100	75	E	1	21A-△空調機		M	3	50	30	MCCB取替	※	
						2	22A-△空調機		M	3	50	30	MCCB取替		
						3	31A-△空調機		M	3	50	30	MCCB取替		
M-3 備板型 壁掛型 (改修)	E	3	100	100	E	1	33A-△空調機		M	3	100	60		※	
						2	35A-△空調機		M	3	50	30	MCCB取替		
						3	36A-△空調機		M	3	50	30	MCCB取替		
						4	△空調機		E	3	50	50			

*取替MCCB3P50AF/30AT&MCCB3P50AF/30ATに取替

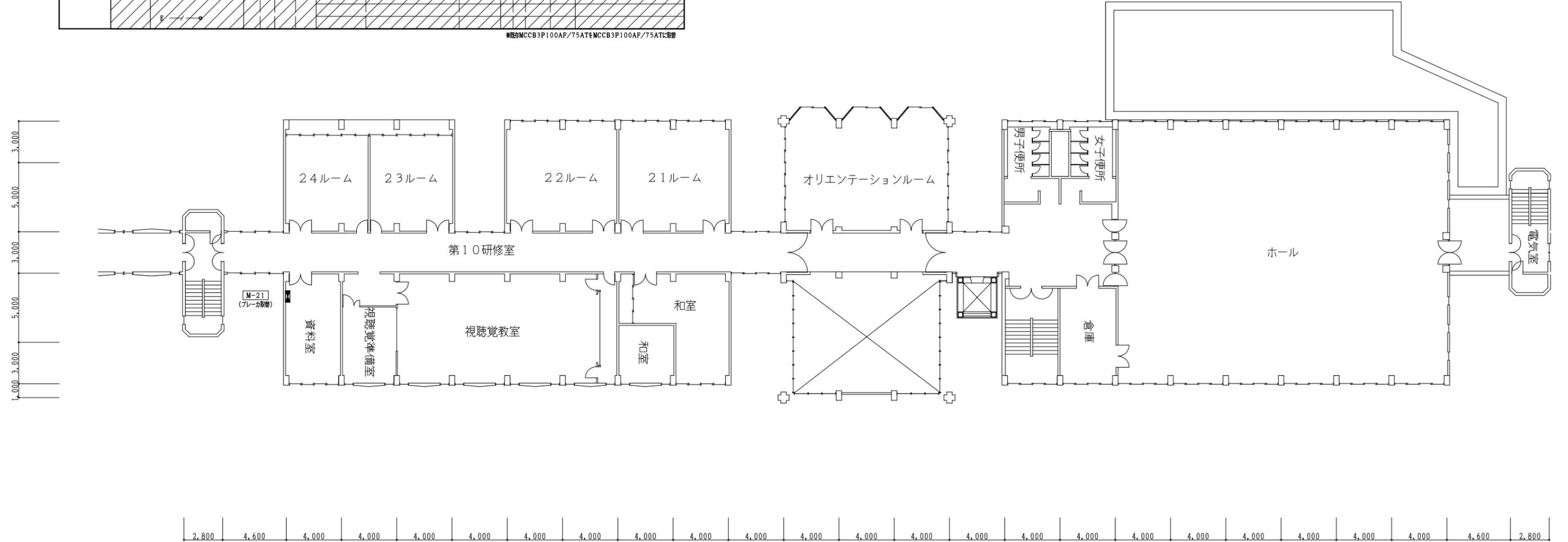


本館 1階平面図 S=1/150

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺	A 1 : 1/150 A 3 : 1/300	図面番号	20
受託者	株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	図面名称	本館 動力盤改修図 1階	

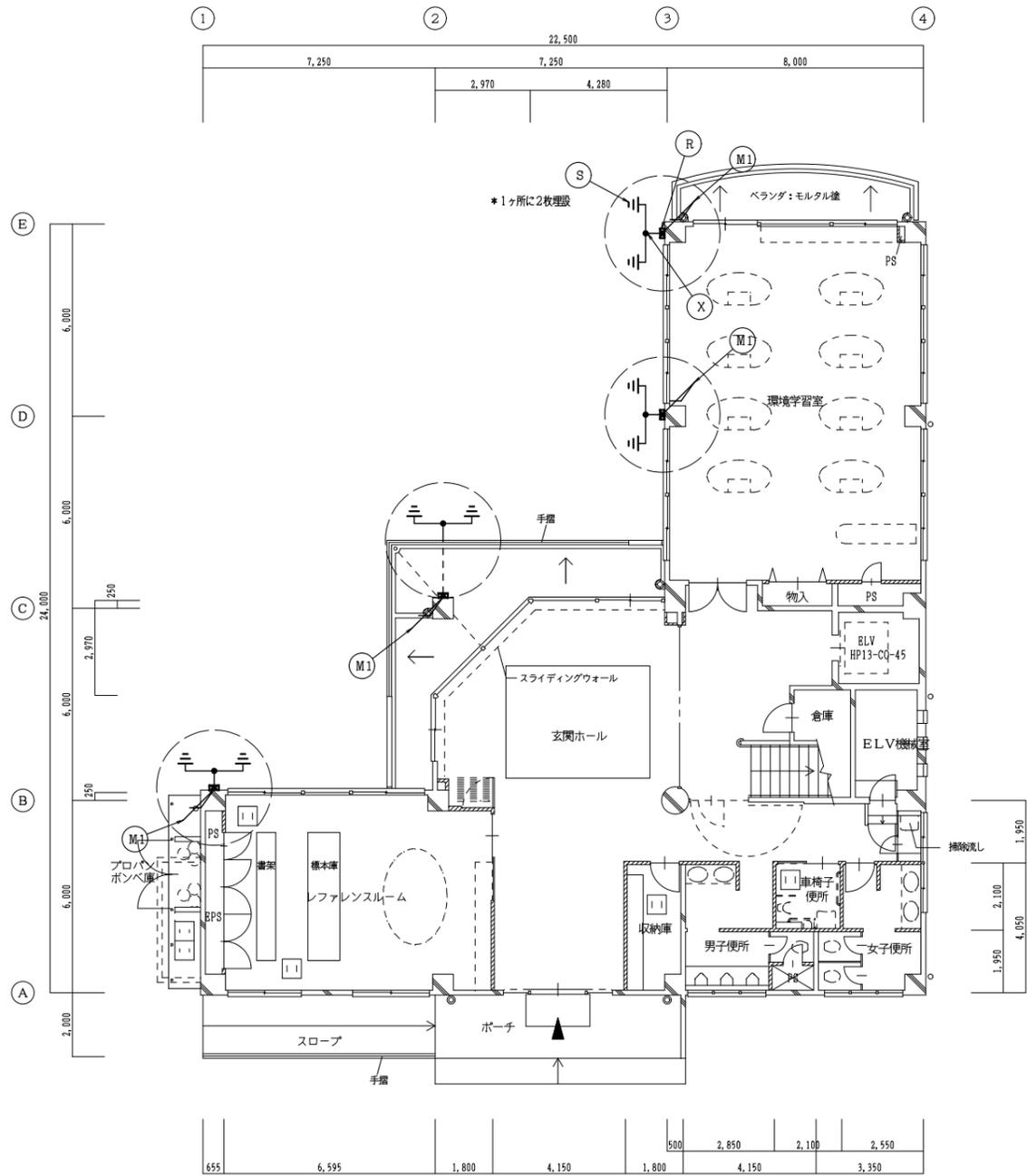
盤名称 形式	幹線 種別 サイズ	単線接続図	主幹開閉器		負 荷				分岐開閉器				備 考	
			E-M	P	AF	AT	機器記号	名 称	容量 (kW)	E-M	P	AF		AT
			M-21 備板型 壁掛型 (改修)					I	視聴覚室空調機		M	3		100

※規格MCCB3P100AF/75AT/MCCB3P100AF/75ATに適合

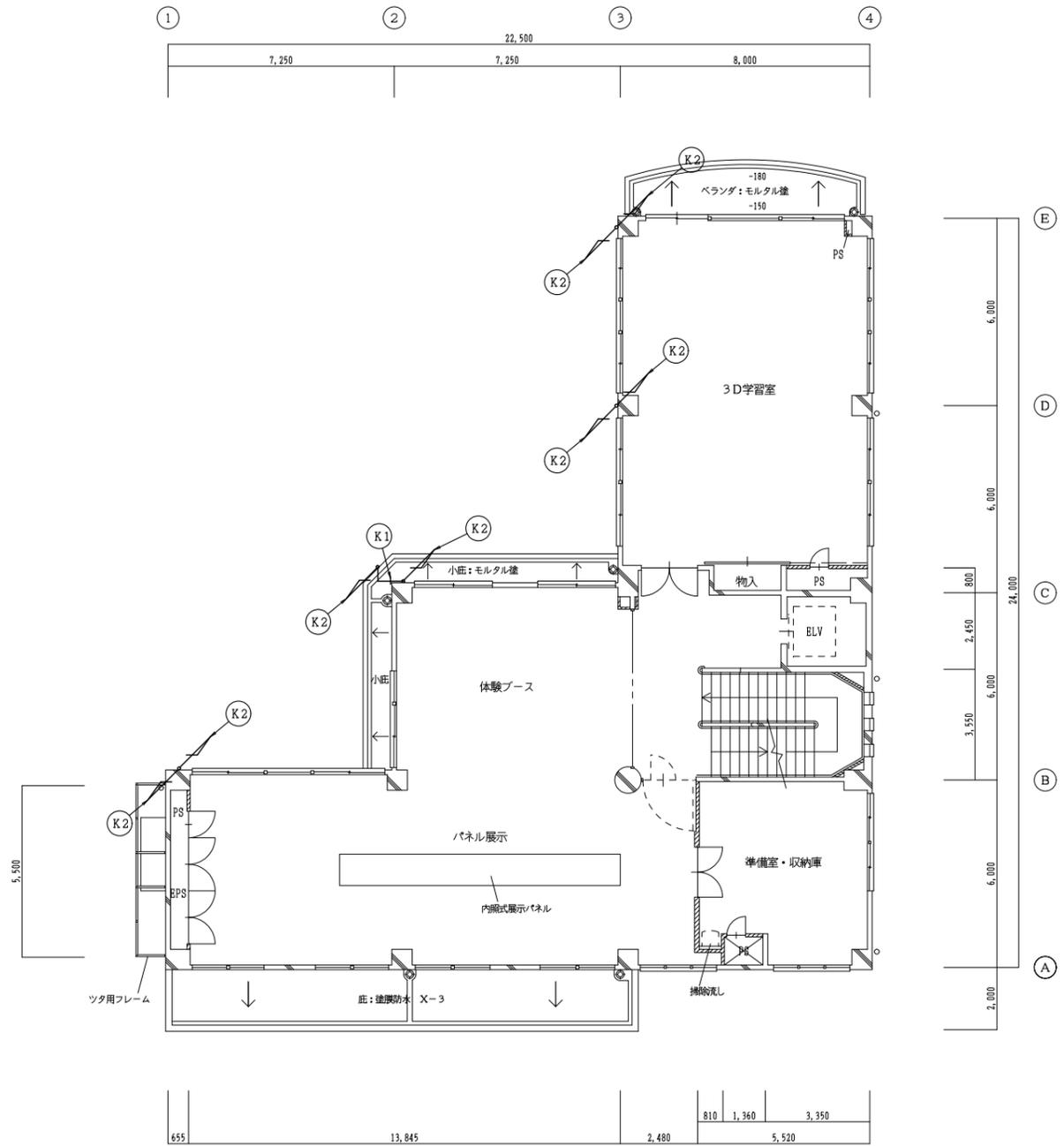


本館 2階平面図 S=1/150

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 A 1 : 1/150 A 3 : 1/300	図面番号 21
	受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

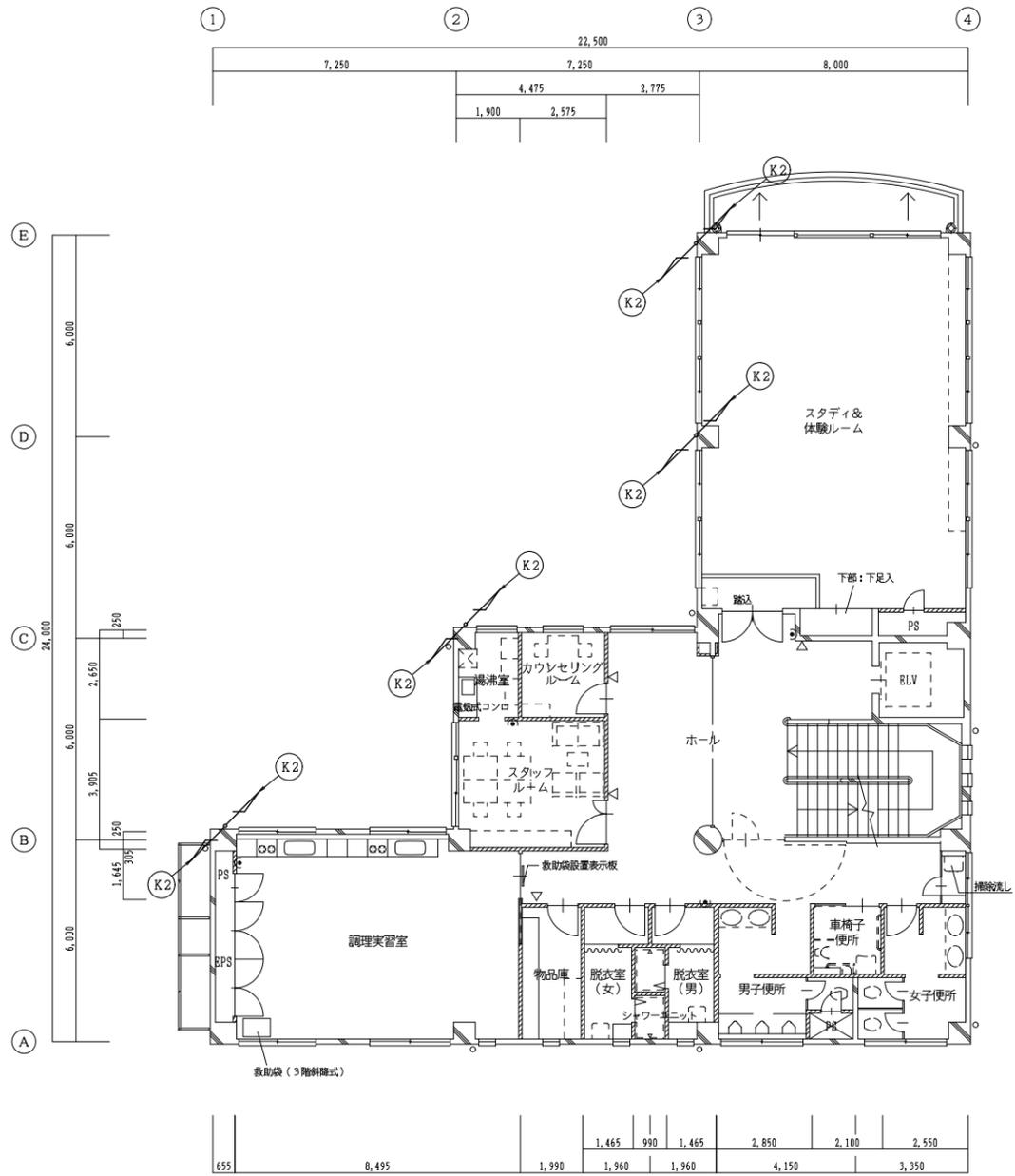


自然環境館 1階平面図 S=1/100

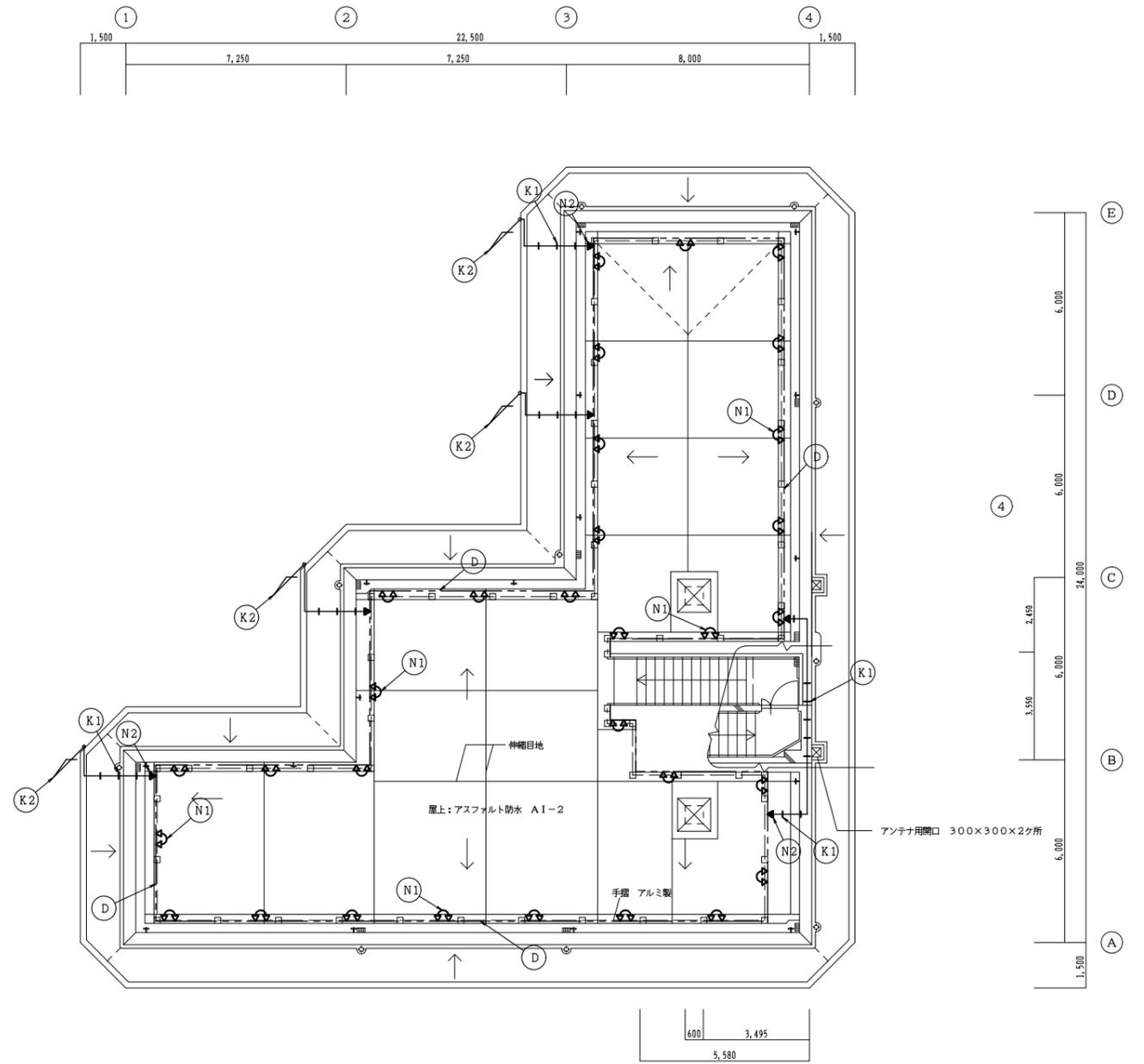


自然環境館 2階平面図 S=1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務 受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事 図面名称 自然環境館 雷保護設備 1階、2階平面図	縮尺 A 1:1/100 A 3:1/200 令和4年度	図面番号 23
		655 6,595 1,800 4,150 1,800 4,150 3,350		655 13,845 2,480 5,520				



自然環境館 3階平面図 S=1/100



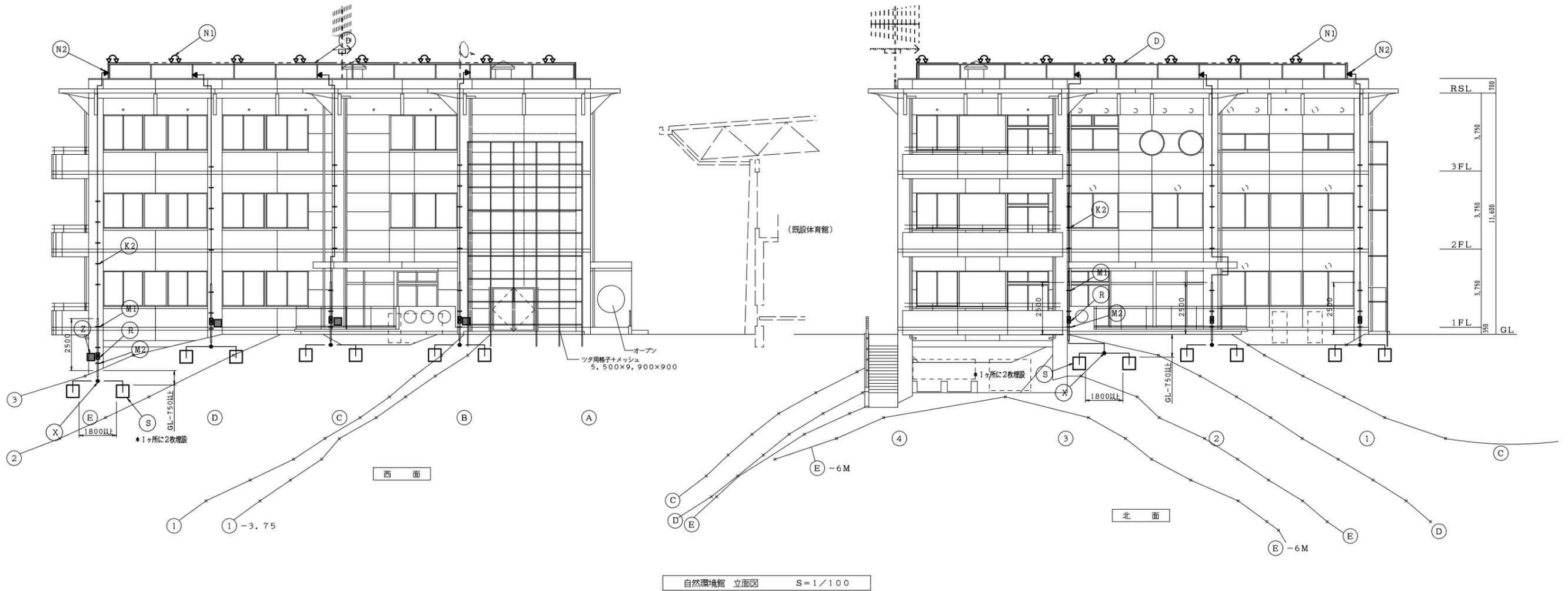
自然環境館 R階平面図 S=1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	図面番号 24
	受託者 株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

雷保護設備凡例

番号	記号	名称
D	---	受雷部 (手摺利用)
K		2. 0×25 (アルミ線) 導線取付金物 1-附付型 2-コンクリート用 取付ピッチ 水平φ600 垂直φ1000
M	⊥	1-2. 0×25 (アルミ線) (VE28保護管) 保護管取付金物 ALC用 GL+2500まで 2-2. 0×13 (銅線) (VE28保護管) 保護管取付金物 コンクリート用
N	▽	1-手摺用接続端子 (アルミ製) 2-手摺用接続端子 (アルミ製)
R	⊠	接続用端子箱 露出型 SUS製 2端子付 TB-SS1 端子:一方内アルミ製
S	⊕	接地銅板 1.5t×600×600 *1ヶ所に2枚埋設
X	○	接続金物
Z	■	接地極埋設機

- 備考 1. 金属板が雷電流によって穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないものである場合、その厚さはtの値を適用する。
2. 金属板が雷電流によって穴があいても差し支えない構造のもの又は金属板の下部に燃焼する可燃物がない場合、その厚さはt'の値を適用する。
3. 特種本足場設置のこと (ブラケット足場共)



自然環境館 立面図 S=1/100

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称	国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家 電気・空調設備災害復旧工事	縮尺	A 1 : N/S A 3 : N/S	図面番号
受託者	株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当		25
						図面名称	自然環境館 雷保護設備 立面図	令和4年度	